

広島市教育委員会事務
点検・評価報告書

平成 26 年 9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

- 1 趣旨 1
- 2 本市教育委員会における実施方法 1

II 教育委員会の概要

- 1 教育委員会事務局・教育機関組織図 2
- 2 広島市立学校の児童生徒数等 3

III 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

- 重** ア 耐震化・空調設備整備の推進 4
- イ 学校の一般整備（施設） 6
- ウ 教育の情報化の推進 7
- エ 学校の適正配置等 9

(2) 教員の人事に関すること

- ア 教員の配置状況及び新規採用 11
- イ 教員の健康管理 14
- ウ 教員の服務管理 16

(3) 研修に関すること

- ア 研修の実施 17
- イ 校内研修・自己研修支援 19
- ウ 英語教員海外派遣研修 20

(4) 児童生徒の就学等に関すること

- ア 就学事務 21
- イ 就学援助 23
- ウ 市立幼稚園授業料の減免 24
- エ 私立幼稚園就園奨励費 25

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

- 重** (ア) 学力の向上 26
- (イ) 徳育の充実 29
- (ウ) 体力の向上 31
- 重** (エ) 平和教育の推進 33
- (オ) 文化芸術教育の推進 35
- (カ) 多様な教育の推進 37
- (キ) 少人数教育の推進 39
- イ 魅力ある高校づくりの推進 40

ウ	幼児教育の推進	43
エ	生徒指導に関すること	
重	(ア) いじめ・不登校等対策の推進	45
オ	特別支援教育に関すること	
	(ア) 特別支援教育の充実	48
	(イ) 特別支援学校における教育の充実	52
	(ウ) 就学・教育相談	55
カ	開かれた学校づくり	56
(6)	教科書等の取扱いに関すること	
ア	教科書等の取扱い	58
(7)	保健・衛生等に関すること	
ア	学校保健の推進に関すること	
	(ア) 感染症等の予防や発生時の措置	59
	(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	60
	(ウ) AEDの設置	62
イ	子どもの安全対策の推進に関すること	
	(ア) 学校事故の防止	63
	(イ) 通学時の事件・事故の防止	64
	(ウ) 災害時の安全確保	67
ウ	安全でおいしい給食の推進	68
エ	食育の推進	71
(8)	私立学校の振興に関すること	
ア	私学助成	73
2	青少年の育成に関する事務	
(1)	青少年の健全育成等に関すること	
ア	放課後等の子どもの居場所の確保	74
イ	暴走族・非行防止対策の総合的な推進	76
重	ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	78
エ	青少年総合相談センターにおける支援	80
オ	地域団体等の活動の支援	81
カ	青少年教育施設の管理運営等	82
キ	ひきこもりがちな青少年への支援	84
ク	姉妹・友好都市等青少年国際交流事業	85
3	その他の主な事務	
(1)	調査統計及び広報に関すること	
ア	調査統計	86
イ	広報	87

(参考)

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況	88
(2) その他の主な活動	92

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成 25 年度とする。

(3) 対象事務

ア 点検・評価の項目

(ア) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務（教育委員会において管理・執行している事務に限る。）

(イ) 地方自治法に基づいて市長から補助執行を受け、教育委員会において管理・執行している事務

イ 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 平成 25 年度における管理・執行状況

(ウ) 管理・執行状況に関する評価及び課題

(エ) 課題への対応

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

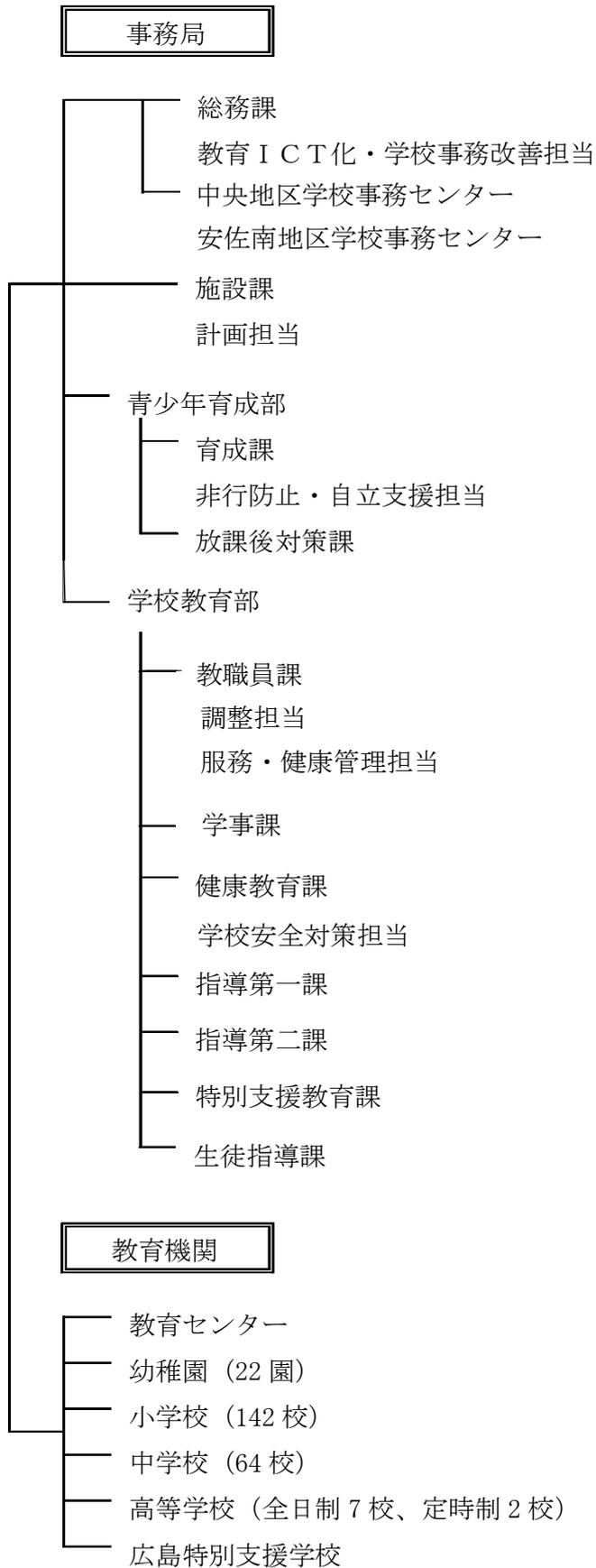
平成 26 年 8 月 4 日（月）に、学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 古賀 一博 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 曾余田 浩史 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

II 教育委員会の概要

1 教育委員会事務局・教育機関組織図（平成 25 年 4 月 1 日現在）



2 広島市立学校の児童生徒数等（平成 25 年 5 月 1 日現在）

校種	児童生徒数	学校数
幼稚園	1,370 人	22 園
小学校	65,514 人	142 校
中学校	29,212 人	64 校
高等学校（全日制）	5,659 人	7 校
高等学校（定時制）	319 人	2 校
特別支援学校（小学部）	86 人	1 校
特別支援学校（中学部）	74 人	
特別支援学校（高等部）	235 人	
計	102,469 人	238 園・校

Ⅲ 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

重

ア 耐震化・空調設備整備の推進

第1 事務の目的・概要

1 学校校舎の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校舎の耐震化に取り組んでいる。

耐震化については、平成30年度末までに完了する計画で進めていたが、平成23年3月の地震防災対策特別措置法の改正を踏まえ、平成27年度末までに完了するよう計画を前倒しして進めている。

2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等へ空調設備が未整備の幼稚園、小・中学校について、耐震化工事に併せて空調設備の整備に取り組んでいる。

整備については、耐震化の前倒しに合わせて、平成27年度末までに完了するよう進めている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 学校校舎の耐震化

新たに42園校53棟の耐震化工事立案、33園校52棟の耐震化工事実施設計、25園校44棟の耐震化工事に着手した。

(参考) 計画及び実績

区 分		平成25年度 計画		平成25年度 実績	
耐震化	立案	42園校	53棟	42園校	53棟
	実施設計	31園校	50棟	33園校	52棟
	工事	25園校	44棟	25園校	44棟

2 空調設備整備の推進

新たに56園校の実施設計、15校の整備工事に着手した。

(参考) 計画及び実績

区 分		平成25年度 計画		平成25年度 実績	
空調設備整備	実施設計	54園校		56園校	
	工事	15校		15校	

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学校校舎の耐震化

平成 25 年度に耐震化が完了した 41 園校 67 棟を含め、平成 25 年度末で 92 園校 154 棟の耐震化が完了しており、屋内運動場を含めた学校施設の耐震化率は、前年度比 9.4 ポイント増加の 79.4%となった。

耐震化計画を前倒ししたことにより、年度ごとの耐震化工事棟数が増加するため、事業の進行管理を適切に行う必要がある。

2 空調設備整備の推進

平成 25 年度に整備した 29 園校を含め、平成 25 年度末で 94 園校の整備が完了しており整備率は、前年度比 13.1 ポイント増加の 41.6%となった。

整備計画を前倒ししたことにより、年度ごとの事業量が増加するため、事業の進行管理を適切に行う必要がある。

第4 課題への対応

事業を確実に執行するため、引き続き平成 26 年度にも都市整備局営繕課及び設備課の職員を増員し、執行体制を強化した。平成 27 年度末までに完了するよう、事業の進行管理を適切に行っていく。

(参考) 耐震化・空調設備整備の実績及び計画

区 分	～平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	竣工	耐震化・空調整備率										
耐震化(291棟)	棟 16	% 59.5	棟 19	% 62.2	棟 52	% 70.0	棟 67	% 79.4	棟 63	% 88.4	棟 74	% 100.0
空調設備整備 (217園校)	校 18	% 10.3	校 10	% 14.6	校 31	% 28.5	校 29	% 41.6	校 54	% 66.1	校 75	% 100.0

イ 学校の一般整備（施設）

第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後 30 年以上経過し老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、便所改修などの大規模な改修や水道管の破損、雨漏り、破損ガラスの取替などの修繕、身障者用便所やスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校現場の要望や意見を聞き、専門職員が現場を確認の上、緊急度や必要性を判断しながら行っている。

第2 平成 25 年度における管理・執行状況

小学校 1,621 件、中学校 845 件、高等学校 185 件、特別支援学校 9 件、幼稚園 93 件の合計 2,753 件、総額 13 億 3,357 万 7 千円の改修や修繕を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 学校からの整備要望に対し、緊急性や危険度を勘案しながら優先度の高い外壁改修や屋上防水などから順次取り組み、施設の安全性を確保した。
- 2 学校施設の老朽化は今後も進行し、これへの対策には事業量及び事業費が膨大となるため、計画的な対策が課題となる。

第4 課題への対応

学校施設の老朽化対策については、老朽度の現状調査を行い構造部材の耐震化完了後に計画的な対策が実施できるよう、中長期的な整備計画の策定に取り組む。

ウ 教育の情報化の推進

第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

第2 平成 25 年度における管理・執行状況

1 情報ネットワークシステムの運用管理

平成 24 年 1 月から、全学校において導入している電子メールなどのグループウェアに加え、小・中学校において、平成 24 年 4 月から導入している学籍管理や成績管理などの校務支援システムを継続して運用管理した。

また、校務支援システムの利用促進及び教職員の操作方法の習得を図るため、FAQ（よくある質問：Frequently Asked Questions の略語）やマニュアルの充実を行うとともに、年度末作業支援などを目的とした研修会を実施した。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 平成 24 年度の文部科学省が実施した「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、本市の教員の ICT を活用した指導力は、「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員の割合が 89.9%となり、概ね一定の水準に達していると判断できるが、学校の実態に応じて、より発展的な ICT 活用を推進するための支援ができるよう、本市周辺の大学生や学校における積極的な地域人材の活用による学校支援活動を展開した。

(2) 文部科学省の「学びのイノベーション事業」を受託し、藤の木小学校において、ICT を効果的に活用した新たな学びを創造するための「実証研究事業」を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 情報ネットワークシステムの運用管理

校務支援システムを運用する中で、権限設定を変更するなど一部運用ルールを変更することにより、効率的に運用することができた。

また、問合せが多い内容や研修会での質問事項については、FAQ やマニュアルを充実させることにより、全ての教職員への情報提供を行うことができた。

今後、より一層グループウェア及び校務支援システムの利活用が進むように、操作方法の習得に係るサポートの充実を図るとともに、現行システムを最大限生かせるよう、運用の検討を継続して行う必要がある。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 学校支援活動については、52 校に対して大学生による支援（延べ 153 人）を、また、8 校に対して 6 名の地域の方による支援を実施するなど、学校のニーズに応じた支援が展開できた。今後も継続して、学校のニーズに応じた支援ができるよう、本市周辺の大学との連携を図るとともに地域への働きかけを行う必要がある。

(2) 藤の木小学校での ICT を活用した授業により、児童が授業に興味を示して学習に集中し、また、自分の考えを積極的に説明しようとする姿勢が認められた。今後は、これらの成果を他校にも普及させる必要がある。

また、ICT を活用することは「わかる授業」の実現に大きな効果を発揮するとされている（文部科学省「教育の情報化に関する手引」平成 22 年 10 月）が、本市では、小・中学校の授業における ICT の活用が十分とはいえない状況にあることから、これを促進する必要がある。

第 4 課題への対応

1 情報ネットワークシステムの運用管理

グループウェア及び校務支援システムの利用促進を一層図るため、ヘルプデスク対応や FAQ・マニュアルの充実など、システムの操作方法の習得に係るサポート方策を検討・実施する。

また、システムの利便性向上を図るため、運用を検討するとともに、次期システム更新の準備として、現行システムの機能について整理・検討する。

2 学校教育 ICT 化支援

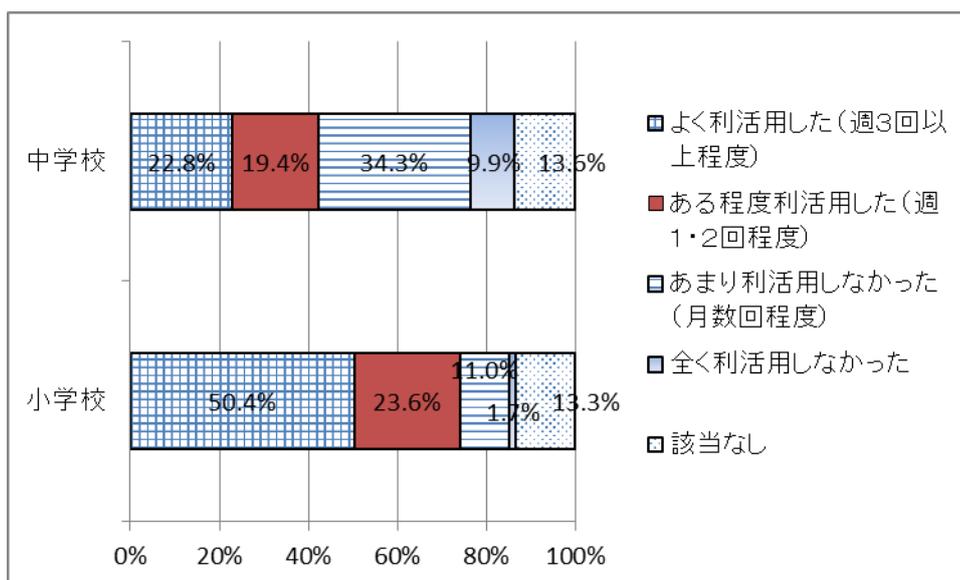
(1) 学校のニーズに応じた ICT を活用した授業の相談や支援については、今後も継続して、本市周辺の大学生や学校における積極的な地域人材の活用による学校支援活動を展開するとともに、その内容の充実を図る。

また、学校における先進的な事例による成果を全学校で共有できるような、新たな支援方策を検討する。

(2) 藤の木小学校を「授業改善推進校」に指定し、ICT を効果的に活用したわかりやすい授業づくりを推進するための指導方法について継続的に研究させるとともに、その成果を、公開研究会、実践発表会、研修等を通じて他校にも普及させる。

また、小・中学校の授業における ICT の使用頻度や課題などを分析した上で、その活用を促進するため、デジタル教材の段階的な導入などを検討する。

(参考) 平成 26 年度 教員の ICT 活用状況に関するアンケート調査
(広島市教育委員会事務局)



工 学校の適正配置等

第1 事務の目的・概要

1 幼稚園

次世代の子どもたちを心身ともに健やかに育む幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」（平成22年3月策定）に基づき、幼稚園の適正配置などに取り組む。

2 小・中学校

小学校の児童数はピーク時（昭和57年度）の62%、中学校の生徒数はピーク時（昭和62年度）の57%にまで減少し、学校の小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に答えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの諸課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進するため、学校の適正配置に取り組み、あわせて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図る。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 幼稚園

「広島市立幼稚園の今後の方向性」に基づき、平成25年度末に2園（古市幼稚園、口田幼稚園）を閉園した。また、阿戸幼稚園の認定こども園化を平成27年度に行うことについて、こども未来局と協議・調整を行った。

2 小・中学校

平成25年度は小河内小学校の保護者や地域住民から、飯室小学校への統合は平成27年4月を目標にするという合意を得て、新しい統合校の教育環境、通学方法、放課後の居場所づくりや地域の活性化のための跡施設活用などについて意見交換を行い、関係機関等と協議した。

また、小河内小学校と久地小学校の児童に、集団の中で授業を体験してもらうため、飯室小学校との交流授業を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 幼稚園

市長部局等との連携により遺漏なく2園を閉園することができた。また、阿戸幼稚園の認定こども園化に向け、準備を行う必要がある。

2 小・中学校

小河内小学校については統合に向けた準備を進めるとともに、その他の学校統合検討対象校の保護者や地域住民と、適正配置の必要性について理解が得られるよう協議を行っている。

教育委員会としては、将来の社会を担う子どもたちにしっかりと基礎学力を付け、思考力や判断力、またコミュニケーション能力を向上させるより良い教育環境を整えていくためには、やはり一定の学校規模が必要であると考えている。しかし、適正配置の検討にあたっては、地域からの意見にあるように、子どもたちの教育面の向上という視点とは別に、地域の活性化やまちづくりなど地域が抱える様々な課題に対し、どのように対応していくのかということについても、

本市として総合的に考えていく必要がある。

第4 課題への対応

1 幼稚園

阿戸幼稚園の認定こども園化に向け、こども未来局等と協議・調整をしながら、必要な準備を行う。

2 小・中学校

引き続き適正配置の必要性を丁寧に説明するとともに、地元からいただいた意見、要望、提案等を踏まえて対応を協議、検討する。

学校統合は地域の活性化とも関わりがあることから、市長部局とも連携して全庁横断的に地域活性化策などの検討を行う。

地元のおおむねの同意を得て、順次、適正配置を具体化していく。

1 学校教育に関する事務
 (2) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用

第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う（小学校、中学校、特別支援学校の県費負担の教員定数については、広島県教育委員会が決定し本市に配当する。）。

小・中・高・特別支援学校の教諭及び養護教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を広島県教育委員会と共同で実施している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 教員の配置

市立学校に配置した教員の本務者数は、全校種を合計すると、5,186人（幼稚園69人、小学校3,018人、中学校1,537人、高等学校419人、特別支援学校143人）で、平成24年度と同数である。

○ 教員数（本務者）（平成25年5月1日現在） (人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	
園長・校長	19*	142	62	8*	1	232	
副園長・教頭	7*	148	67	12*	2	236	
部主事	—	—	—	—	3	3	
主幹教諭	—	56	31	3*	—	90	
指導教諭	—	2	1	—	1	4	
教諭	43*	2,516	1,310	366*	132	4,367	
養護教諭	—	142	64	9*	2	217	
栄養教諭	—	12	2	—	—	14	
実習助手	—	—	—	21*	2*	23*	
計	県費	69*	3,018	1,537	419*	143	5,186
	市費	—	—	—	—	141	4,696
		69*	—	—	419*	2*	490*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

2 教員の新規採用

平成25年度に新規採用した教諭、養護教諭及び実習助手の人数は、211人（幼稚園2人、小学校119人、中学校72人、高等学校11人、特別支援学校7人）で、平成24年度に比べて18人の減となった。

○ 教員の新規採用者数（平成25年度） (人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	
教諭	2*	113	70	11*	7	203	
養護教諭	—	6	2	—	—	8	
実習助手	—	—	—	—	—	—	
計	県費	2*	119	72	11*	7	211
	市費	—	—	—	—	7	198
		2*	—	—	11*	—	13*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教諭の欠員補充

教諭の定数に対して、本務者数が不足する場合は、欠員補充として臨時的任用教諭を配置している。平成25年度の臨時的任用教諭の配置数は、全校種を合計すると309人（幼稚園12人、小学校132人、中学校112人、高等学校32人、特別支援学校21人）で、平成24年度に比べて20人増加しているため、本務者の増員に努める必要がある。

2 教諭の年齢構成

教諭の平均年齢は、全校種を平均すると43.9歳（幼稚園46.4歳、小学校42.7歳、中学校44.7歳、高等学校48.7歳、特別支援学校45.9歳）で、年齢構成が40歳代後半から50歳代に偏在している。平成25年度は、前年度に比べ0.2歳若年化しているが、引き続き年齢構成の平準化に努める必要がある。

第4 課題への対応

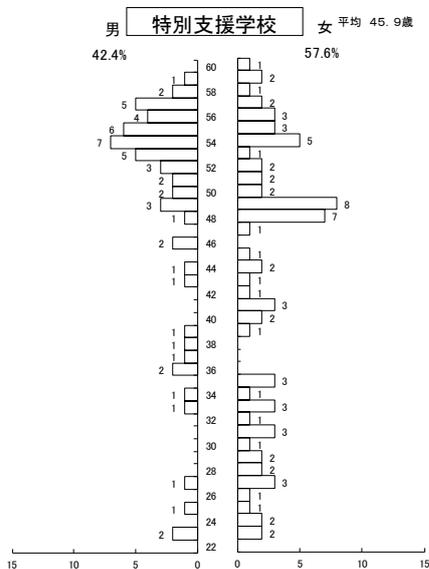
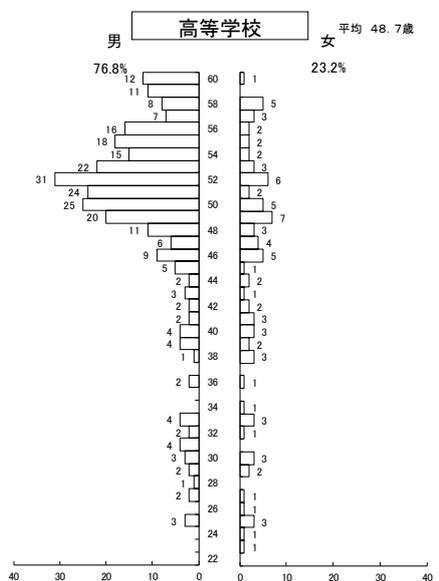
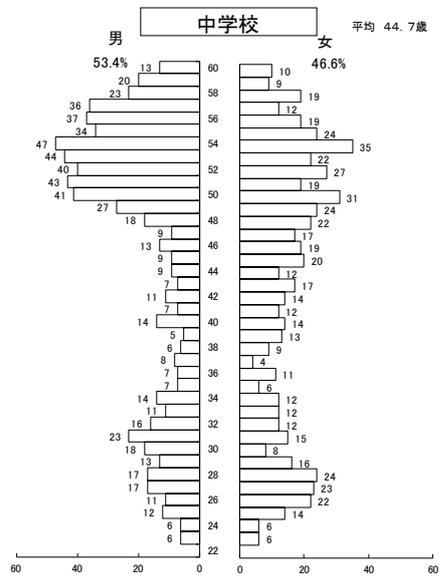
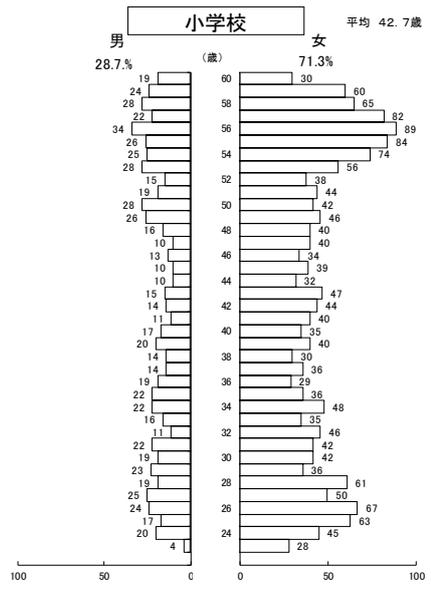
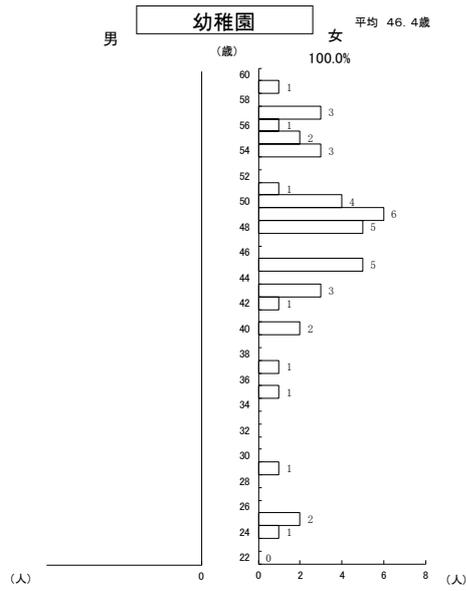
教諭の欠員数の減少や年齢構成の偏在の改善に向け、引き続き、本市関係部署及び広島県教育委員会と協議し、教諭の計画的採用に努める。

（参考）教員の新規採用者数の推移

（人）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	—	—	2	2	2
小学校	123	151	133	146	119
中学校	59	78	64	71	72
高等学校	12	8	10	4	11
特別支援学校	2	4	4	6	7
計	196	241	213	229	211

(参考) 平成 25 年度 各校種別年齢構成 (教諭) (年齢は平成 26 年 3 月 31 日現在)



イ 教員の健康管理

第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行う。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 健康診断について

全教員を対象として血圧、視力、聴力、結核検査、尿検査を、35歳以上の者等には胃、心電図、便潜血、血液、腹囲検査を実施し、各学校の教職員保健管理担当医が内科検診及び指導区分の決定を行うとともに、個々の教員に対して保健指導等を行った。

なお、胃検査については、前年度まで検診車が各学校を巡回する方法で実施してきたが、教員が長期休業中等の都合の良い時期に検診機関において受診する方法に変更したことにより、絶食のまま授業をしなければならない等の課題を改善した。

2 安全衛生管理体制について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）で定められた教職員数50人以上の学校の衛生委員会に加え、教職員数50人未満の全学校に「衛生委員会に準ずる組織」を設置し、各学校において教職員の安全衛生に関する協議を行った。

3 メンタルヘルス対策について

「教職員メンタルヘルス対策実施計画」（平成22年9月策定）に基づき、次のことを行った。

- (1) メンタルヘルス不調の未然防止のため、各学校において臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催するとともに、教員の個人面談事業を実施した。
- (2) 教員の心の悩みに対応するため、「こころの健康相談室」において相談員や専門医による相談や指導助言を行った。
- (3) 教員が自分の心の健康管理に関心をもち、メンタルヘルス不調の兆しを把握できるよう、全教員にメンタルヘルスチェックの小冊子を配付した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 健康診断について

健康診断については、平成25年度の受診率は99.9%であり、休職等やむを得ない理由の者以外は全ての教員が受診していることから、おおむね事業の目的を達成することができた。

2 安全衛生管理体制について

校長と教職員が協力し合って教職員の安全衛生、健康管理等について協議し、改善に向けた取り組みを行うことができた。

平成25年度の衛生委員会等開催回数（幼・小・中・高・特別支援学校の1校当たりの平均。職場巡視を除く。）

衛生委員会（教職員数50人以上の26校）	9.3回
衛生委員会に準ずる組織（教職員数50人未満の211校）	6.6回

3 メンタルヘルス対策について

平成25年度の精神疾患による病気休職者は48人、病気休職者のうち精神疾患による者の割合は54.5%であり、平成24年度と比較して休職者数は微増したが、割合は同等であった。精神疾

患については、児童生徒への指導の困難さや保護者・同僚等との対人関係、教職員自身の健康や家庭の問題によるものなど、複数の要因が様々に絡み合っていると考えられるが、引き続き、その減少に向け未然防止対策、早期発見、再発予防に重点を置いた対策を実施する必要がある。

第4 課題への対応

健康診断については、今後とも対象者全員が健康診断を受診するよう学校を通じて働きかける。

各学校の衛生委員会等については、引き続き、開催回数が増、審議内容の充実、教職員への審議結果の周知等に取り組むよう情報提供等を行う。

メンタルヘルス対策については、ストレスの問題を抱える教職員を早期に発見し、適切に対応するため、新たに、ストレスチェックを実施し、教職員のセルフケア、保健スタッフ等によるケアを推進するとともに、職場環境の改善に取り組む。また、引き続き、メンタルヘルス不調の未然防止や円滑な職場復帰と再発防止のための取組等を推進する。

(参考) 病気休職者の状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病気休職者 (A)	77 人	81 人	81 人	79 人	88 人
うち精神疾患による者 (B)	53 人	48 人	55 人	43 人	48 人
精神疾患による者の割合 (B/A)	68.8%	59.3%	67.9%	54.4%	54.5%

ウ 教員の服務管理

第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行っている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

教員の服務規律の確保を図るため、次の取組を行った。

- 1 服務研修のための指導資料「教職員の服務規律のために」を配付するとともに、校内に設置した「服務管理委員会」を活用し、校内研修の充実を図った。
- 2 初任者研修、教職経験6年次研修、教職10年経験者研修、管理職研修等で服務研修を計画的に実施した。
- 3 各校に設置した「ふれあい相談窓口」を活用し、児童生徒及び保護者への相談体制の強化を図るように指示した。
- 4 年間を通じて開催される校長会等において、適宜、事例紹介等の研修資料を配付し、指導の徹底を図った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

平成25年度の懲戒処分者数は5人であり、根絶に向け引き続き服務規律の確保に努める必要がある。

第4 課題への対応

教育公務員としての自覚の徹底を図るため管理職研修、初任者研修、経験年次別の研修の充実に努める。また、定例の校長会において、服務管理の徹底を毎回指示するとともに、教職員を対象とした服務研修会において、体罰やセクシャル・ハラスメントなどの具体的な事例をもとに、ロールプレイやグループワークを取り入れた研修を行うなど、研修内容や方法の充実を図る。

(参考) 教員の懲戒処分者数

(人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
免職	2	0	1	2	1
停職	0	1	1	0	2
減給	1	0	0	1	1
戒告	5	2	1	1	1
計	8	3	3	4	5

1 学校教育に関する事務

(3) 研修に関すること

ア 研修の実施

第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修体系」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

初任者研修や10年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、ひろしま型カリキュラム、ICT活用等の教育課題や教科指導等に係る研修、教育活動や学校運営を推進する人材を育成することを目的とした学校づくりのための人材育成研修、管理職や教務主任等の職務に応じた研修を年間にわたって116講座開設し実施した。また、各研修の実施に当たっては、研修ごとに目標を設定し、受講者へのアンケートにより、その達成状況を把握した。主な研修の実施状況は次の通りである。

1 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせることを目的としている。

具体的には、生徒指導、人権教育、特別支援教育など緊要な教育課題について理解を図るための研修、学習指導に係る学習指導案の作成や授業研究及び実地指導など実習・演習を取り入れた実践的な指導力の向上を図る研修、さらには、グループによる課題解決を通して自己理解を深めるとともに人間関係調整力を高めることをねらいとした宿泊研修等を実施した。初任者研修には対象者199名（小114、中68、高10、特7）が受講した。

加えて、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう採用前研修を実施した。

2 10年経験者研修

10年経験者を対象として、個々の能力、適正等に応じて、教諭としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施している。

具体的には、これまでの教職経験を振り返らせるとともに、ミドルリーダーとしての自覚を持たせるため、組織の中の自己の役割や組織マネジメント、コーチング、生徒指導、授業研究に係る研修を位置づけ実施している。10年経験者研修には35名（小29、中5、特1）が受講した。

3 学校づくりのための人材育成研修

学校のミドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指した、学校づくりのための人材育成研修（教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修）を実施した。教育活動推進リーダー育成研修には17名（小11、中5、特1）が、学校運営推進リーダー育成研修には54名（幼1、小28、中23、高1、特1）が受講した。

4 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任副園長・教頭研修、経験2年次副園長・教頭研修、経験3年次副園長・教頭研修、新任園長・校長研修、経験3年次園長・校長研修を開設し、学校組織マネジメント力に係る演習や、人間関係調整力の向上のためのコー

チングスキル等に係る研修を実施した（受講者数は次のとおり。）。

＜管理職研修受講者数＞

（人）

研 修 名	受 講 者 数
新任副園長・教頭研修	39（幼1、小20、中15、高2、特1）
経験2年次副園長・教頭研修	41（幼4、小23、中9、高5）
経験3年次副園長・教頭研修	38（幼1、小29、中5、高2、特1）
新任園長・校長研修	30（幼2、小17、中11）
経験3年次園長・校長研修	35（幼2、小25、中6、高2）

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 初任者研修については、教育センター等での研修、指導教員を中心とした校内における研修及び指導主事による実地指導を通して、初任者が円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。

今後も、教員の大量採用が続く中、4月当初、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう研修内容の充実・強化を図るとともに、各学校における若手教員育成のための校内指導体制づくりを支援する必要がある。

- 2 10年経験者研修については、学校組織マネジメントなど組織を意識させる研修内容を取り入れたことで、個々の力量の伸張を図るだけでなく、これからのミドルリーダーとしての自覚を持たせることができた。
- 3 学校づくりのための人材育成研修については、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。
- 4 管理職研修については、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深めることができた。特に、新任副園長・教頭研修、2年次副園長・教頭研修、新任園長・校長研修については、年間を通して研修を行い、各園・学校の実態を踏まえ教職員の協働性を生み出す学校づくり、人材育成、学校経営に係る計画立案を行い、所属園・校における実践をもとにふり返りを行うインターバル研修を実施することで、学校運営上の課題解決に資するものとなった。
- 5 研修内容を活用したいと思った受講者の割合は94.9%で、目標値の90%以上を上回ることができた。

・初任者研修 94.8%	・10年経験者研修 100%
・学校づくりのための人材育成研修 98.6%	・管理職研修 97.6%

第4 課題への対応

初任者研修については、喫緊の課題である子ども理解や人間関係づくり等の生徒指導に係る研修、来年度の初任者を対象とした採用前研修を実施する。また、若手教員育成のための校内指導体制の充実に向けて、引き続き、校内における若手教員の支援体制づくりに係る事例集を作成し、管理職を対象とした連絡協議会を実施する。

イ 校内研修・自己研修支援

第1 事務の目的・概要

校内授業研究の活性化を目指して、教育センター指導主事が、校内授業研究や研究協議会の進め方などについて年間を通して継続的に指導・助言を行う。

また、教員一人一人の自己研修を支援するため、教育センターを土曜日に開館するとともに、金曜日の開館時間を延長し、自己研修の機会や場を提供する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 校内研修支援

15校（小学校11校、中学校4校）の校内研修に対して、年間を通して校内授業研究・授業協議会の事前・事後指導、改善点や今後の方向づけ等、授業研究推進上の課題に対する指導・助言を行った。

2 自己研修支援

毎月1回土曜日に教育センターを開館するとともに、金曜日の開館時間延長を年間19回実施し、外部講師を招へいして教育セミナーを開催したり、教育実践上の課題に対する指導・助言を行ったりして、自己研修を支援した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 校内研修支援については、自校の校内授業研究が改善されたと感じた受講者の割合は100%で、目標値の90%を上回ることができた。また、実施校と連携し、「授業研究の充実に係る研究」を行い授業研究活性化に向けた研修支援プランをまとめた。今後は、研究成果の一層の活用を図る必要がある。

2 自己研修支援については、土曜開館が年間935人、開館時間延長が年間249人利用するとともに、教育研究会等の12の自主的な研究グループが継続的に利用するなど、自己研修の意識高揚に効果があった。教員の大量採用が続いている中、今後も若手教員の資質能力の向上が必要なことから、引き続き、土曜開館等の自己研修支援が若手教員の自主的な研究推進につながるよう、より一層の工夫・改善を図る必要がある。

第4 課題への対応

1 校内研修支援については、実施校と連携して「授業研究の充実に係る研究」を引き続き実施し、研修支援プランの検証を行うとともに、教育委員会関係課と連携を密にし、研究成果の普及・啓発を図る。

2 自己研修支援については、若手教員のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた研修を実施するなど、より魅力的な自己研修の場となるよう更なる内容の充実に努める。

ウ 英語教員海外派遣研修

第1 事務の目的・概要

英語運用能力や実践的指導力などの英語指導力の向上を図るため、中学校の英語教員を英語指導法に優れている海外の研修機関等に派遣している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 シンガポール留学研修

シンガポール国立大学エクステンション（NEX）へ夏季休業中に4週間、14名の中学校外国語科教員を派遣し、能力別に分かれたクラスで語彙力や読解力、プレゼンテーションスキルやディスカッションスキル等の英語運用能力を育成する研修を実施した。

2 韓国大邱広域市への派遣研修

韓国大邱広域市内の中学校へ5月に4週間、3名の中学校外国語科教員を派遣し、現地の英語教員と共同で授業を実施したり、授業に関する協議を行ったりすることを通して、英語による実践的指導力等を育成する研修を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 シンガポール留学研修

研修後の授業では、教師が多様な英語表現で授業を進め、生徒が英語を話したり聞いたりする活動の充実が図られている。また、派遣教員の読解力、リスニング力に向上が見られ、研修前後に実施したTOEICの点数も上昇している。

大学の研修領域等の再編成のため、平成26年度以降シンガポール国立大学エクステンション（NEX）での研修が継続できなくなったため、代替施設を探す必要がある。

2 韓国大邱広域市への派遣研修

現地の英語教員との合同授業や事前の協議等を通して、明確な指示や発問の仕方などの実践的指導力を身に付けることができ、授業の2/3以上を英語で実施できるようになった。

今後さらに研修を充実させるため、派遣教員による授業回数や現地英語教員との協議時間を拡大する必要がある。

第4 課題への対応

1 シンガポール留学研修

平成26年度から、シンガポール国立大学エクステンション（NEX）の代替として、韓国大邱広域市にある英語を母国語としない英語教員を対象とした語学研修施設「UCCセンター」で研修を継続することとしている。

2 韓国大邱広域市への派遣研修

平成26年度は、研修校を2校にし、授業回数や現地教員との協議時間の拡充を図っている。

今後については、韓国大邱市教育庁と調整する必要がある。

1 学校教育に関する事務

(4) 児童生徒の就学等に関すること

ア 就学事務

第1 事務の目的・概要

児童生徒の就学事務については、学校教育法等に基づき次のような事務を行っている。

1 学齢簿の編製

本市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒の就学の状況を管理・把握するため、学齢簿を編製している。

学齢簿は、住民基本台帳に基づき作成し、転居や指定学校変更・区域外就学等により記載内容に変更を生じたときは必要な加除修正を行っている。

2 入学期日・指定学校の通知

学齢に達する者の保護者に対して入学期日と指定学校を通知している。転入等により新たに学齢簿に記載された場合にも、同様に通知を行っている。

また、相当の理由があると認めたときは、保護者の申出により指定学校を変更し、保護者、学校長へ通知している。

3 区域外就学等の就学事務

学齢簿に記載された児童生徒が本市立学校以外へ就学する場合は、その市町村と協議するなど区域外就学の事務を行っている。

その他、住所異動に伴う転学、外国籍児童生徒の就学、特別支援教育が必要な者の就学、就学義務の猶予・免除、居所不明者の就学状況把握等の事務を行っている。

4 通学区域の弾力的運用(中学校における隣接校・行政区域内校選択制)

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、平成17年度から中学校における隣接校・行政区域内校選択制(以下「中学校選択制」という。)を導入している。

5 いきいき体験オープンスクール

児童生徒に、自然を愛する心や他人を思いやる心などの豊かな人間性を養うため、自然環境に恵まれた学校(筒瀬小学校、似島小学校、似島中学校)を学区を超えて通学できるオープンスクール校に指定し、体験活動に重点をおいた教育を行っている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 市立の小・中学校及び特別支援学校(小学部・中学部)の平成25年5月1日現在の児童生徒数は、小学校6万5,514人、中学校2万9,212人、特別支援学校160人の合計9万4,886人で、国・県・私立の小・中学校、区域外就学等を合わせて約10万2,700人に係る就学事務を処理した。

2 中学校選択制については、平成26年度新入生9,696人のうち、この制度の希望申請者数は1,170人で、入学した生徒は561人(5.8%)である。

(参考) 中学校選択制の実施状況

(人)

区分	平成 22 年度入学	平成 23 年度入学	平成 24 年度入学	平成 25 年度入学	平成 26 年度入学
新入学生数	9,778	9,904	9,606	9,684	9,696
希望申請者数	1,211	1,292	1,241	1,217	1,170
入学者数	600	645	594	540	561

3 いきいき体験オープンスクールにより、平成 26 年度に入学又は転入学した児童生徒は、筒瀬小学校 6 人（うち、転入学 2 人）、似島小学校 7 人（うち、転入学 1 人）、似島中学校 1 人である。

指定校 3 校においては、海洋カヌー体験や栽培活動、庄原市立高野中学校との交流など恵まれた自然環境と小規模校の特徴を活用した体験活動を通して、児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心など豊かな人間性を育てる教育実践を行った。

4 平成 26 年度 2 月より新システムを導入し、学齢簿を電算化した。新システムでは住民基本台帳と連携し、児童生徒の異動情報を月 2 回更新している。

第 3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 中学校選択制については、導入時(平成 17 年度)から毎年度、希望申請書を提出した児童とその保護者を対象にアンケート調査を実施している。その結果、希望申請した理由の上位は、「通学しやすさ」、「部活動」、「教育活動」となっており、中学校を選択できるようになったことについては、約 8 割の児童・保護者が「中学校で行われる教育活動や行事への関心が高まった。」と肯定的に捉えている。引き続き、各中学校の教育目標や特色などについて保護者や児童への情報提供が求められる。

2 いきいき体験オープンスクールについては、自然環境や地域社会を生かした体験活動を通して、児童生徒相互や地域住民との間に豊かなふれあいが生まれ、自然を愛する心や他人を思いやる心が育まれるとともに、自信や意欲、表現力が向上している。一方、児童生徒数が年々減少し、本制度の趣旨を踏まえた活動が実施できにくい状況にあるため、パンフレットやポスターの配布時期及びホームページへの掲載時期を早めるなど、効果的な広報活動を進め、児童生徒数を確保する必要がある。

第 4 課題への対応

1 中学校選択制については、各中学校の教育活動、部活動等の情報を掲載したガイドブックを作成し中学校へ進学する児童・保護者へ配付するとともに、選択制を通じて、各中学校において特色ある学校づくりを進めるなど、信頼される学校づくりを行う。

2 いきいき体験オープンスクールについては、パンフレットやポスターの配布時期及びホームページへの掲載等の時期を 7 月に早め、年間を通して効果的な広報活動を行えるようにするとともに、小・中連携教育のより一層の充実を図り、まちぐるみで児童生徒を育む教育活動を推進する。

イ 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、経済的理由によって就学を支障をきたさないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度である。

なお、平成22年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象としている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

平成24年度までは、厳しい経済情勢を反映し、受給者数・受給率・支給額が年々増加してきたが、平成25年度は受給者数29,476人、受給率29.0%、支給額19億7,888万円と、ほぼ平成23年度の水準となっている。

(参考) 就学援助の受給者数等

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (決算見込み)
受給者数	広島市立	25,293人	26,647人	28,883人	29,081人	29,245人	29,032人
	国立・県立・私立	—	—	353人	440人	455人	444人
	合計	25,293人	26,647人	29,236人	29,521人	29,700人	29,476人
受給率	広島市立	26.3%	27.7%	30.2%	30.4%	30.7%	30.7%
	国立・県立・私立	—	—	5.1%	6.0%	6.3%	6.4%
	合計	26.3%	27.7%	28.4%	28.7%	29.0%	29.0%
支給額	広島市立	16億4,622万円	17億7,408万円	19億4,251万円	19億5,703万円	19億8,578万円	19億5,909万円
	国立・県立・私立	—	—	1,485万円	1,923万円	1,942万円	1,979万円
	合計	16億4,622万円	17億7,408万円	19億5,736万円	19億7,626万円	20億520万円	19億7,888万円

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

社会経済状況の影響を受ける面が大きい中、今後も必要な事業費を確保していく必要がある。

また、事務処理の面では、各学校及び学事課で約3万人の情報入力帳票作成を手書きで行うなど、紙ベースで認定及び支給事務を行っているため、事務の負担が大きい。

第4 課題への対応

就学援助制度は、児童生徒の就学環境を確保する上で重要な制度であり、今後も引き続き適切な援助に努める。

また、事務負担を軽減し、正確かつ効率的な事務処理を行うことができるようシステム化を進めており、平成26年7月から運用を開始している。

ウ 市立幼稚園授業料の減免

第1 事務の目的・概要

幼稚園教育に係る保護者負担の軽減を図るため、市内に居住し市立幼稚園に幼児を通園させている保護者のうち、経済困窮等の事情により授業料の支弁が困難と認められる者又は休園中の者に対して、授業料を減免する制度である。

第2 平成25年度における管理・執行状況

市立幼稚園では、授業料として月額8,800円を徴収している。

平成25年5月1日現在の在園者数1,370人のうち、94人(6.8%)を対象として、709万5,600円の授業料を減免した。

(参考)直近5年間の減免状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
減免者数	123人	117人	113人	105人	94人
減免率	7.4%	7.2%	7.1%	7.1%	6.8%
減免額	789万7,600円	825万400円	856万5,600円	737万7,200円	709万5,600円

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

幼稚園5園の閉園の影響もあり、減免者数は減少傾向にあるが、平成26年度から、国の幼稚園就園奨励補助制度の対象世帯拡充に合わせ、市立幼稚園授業料の減免対象世帯も拡充した。このため、新たに制度の対象となる者への周知を図るとともに、申請に係る保護者の負担軽減を図る必要がある。

第4 課題への対応

各幼稚園を通して市内在住の全保護者へ毎年配付している「授業料免除のお知らせ」に対象となる世帯を明記する。

また、平成26年度から、住民基本台帳や市民税等のシステムと連携し、添付書類を減らすなど保護者負担の軽減に取り組んでいる。

工 私立幼稚園就園奨励費

第1 事務の目的・概要

広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対し補助金を交付することにより、私立幼稚園園児の保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興を図る。

第2 平成25年度における管理・執行状況

平成25年度は、対象者14,018人に対し、12億9,459万5千円を補助した。(うち国庫補助3億1,405万3千円)

(参考) 私立幼稚園奨励費の決算額等

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額 ()内 国庫補助額	11億3,483万9千円 (2億6,568万3千円)	12億3,035万3千円 (2億6,080万4千円)	12億4,878万1千円 (2億7,860万7千円)	12億2,548万3千円 (2億8,001万9千円)	12億9,459万5千円 (3億1,405万3千円)
対象人数	13,602人	13,819人	13,846人	13,823人	14,018人

※平成25年度は決算見込み。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

幼稚園教育無償化に向けて段階的に取り組む国に合わせて、平成25年度は、小学校1年生から3年生の兄姉のいない世帯の第3子以降に対して所得制限を撤廃し対象を拡充するとともに、補助単価を増額した。このため、事業費や市費負担が増加しており、その確保が課題である。

第4 課題への対応

国に合わせて、平成26年度は、第2子以降の園児について所得制限を廃止した。今後も、国の制度との均衡を図りながら可能な限り予算の確保に努める。

1 学校教育に関する事務

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重

(ア) 学力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の言語や数理を運用する能力を育み、思考力、判断力、表現力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、小学校5年生から中学校3年生までの「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間で「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、1日15分間の国語タイム、算数タイムといった帯時間を週3日実施した。

また、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間で「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科を週1時間、小学校英語科を週2時間実施した。

さらに、小学校と中学校の学びをつないでいくため、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小・中学校が共通の研究テーマを設定して授業研究会や合同研修会を行うなど、各教科等における指導方法の工夫・改善に係る実践研究を実施し、指導主事が指導・助言を行った。

教育委員会においては、平成23・24年度に設置した学力向上推進評価委員会から受けた「今後も、前期4年間で『学びの基盤づくりと基礎の徹底』、後期5年間で『思考力・判断力・表現力の向上と発展』とした系統的かつ計画的な教育課程を実施し、通過率30%未満の児童生徒の割合を減らすとともに、学習に向かう構えとして大切な学習規律を小中学校で共通して設定するなど、更に内容の充実した取組を進めていくため、小中連携教育研究会のあり方について検討することを望みます。」との提言に基づき、小中連携教育研究会のあり方について検討した。

2 「言語・数理運用科」の実施

身の回りの事象や地域・世界に見られる社会事象・自然事象などをテーマとした問題解決的な学習を通して思考力・判断力・表現力の向上を図るため、各学校において小学校5年生から中学校3年生で「言語・数理運用科」の授業を週1単位時間実施した。

また、「言語・数理運用科」の研修を継続実施するとともに、授業改善推進校を小学校2校、中学校2校指定し、実践研究を行い、その成果を公開研究会、実践発表会を通して全小・中学校に普及した。

さらに、教育委員会においては、平成23・24年度に設置した学力向上推進評価委員会から受けた「今後、地域、児童生徒の実態等に応じた教材・指導案の改訂を行うなど、更なる充実を望みます。また、中学校において更に言語・数理運用科の授業の充実を図るとともに、各教科における授業改善の取組も一層進めていくことを望みます。」との提言に基づき、地域、児童生徒の

実態等に応じた学習指導計画、副読本等の改訂に向けた検討組織の設置準備を行った。

3 小学校「英語科」の実施

言語や文化に対する興味・関心を高め、英語を聞いたり話したりする力の基礎を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、小学校5・6年生で「英語科」の授業を週2単位時間実施した。

また、「英語科」の授業を円滑に実施するため、英語指導アシスタント（AIE）及び外国人英語指導助手（ALT）を全小学校に派遣するとともに、副読本、ワークシート、英単語カード、音声教材等を配布した。

さらに、英語教員を対象とした研修会を2回、英語指導アシスタントを対象とする研修会を5回実施し、指導方法の実践交流を行った。

教育委員会においては、平成23・24年度に設置した学力向上推進評価委員会から受けた「今後も、小学校英語科の授業を充実させていくとともに、小学校の指導を踏まえた中学校第1学年の英語科を充実させること、中学校教員が英語で授業を行う割合を高めることなど、小学校英語科と中学校英語科の連携のための環境整備を行うことを望みます。」との提言に基づき、小学校英語科と中学校英語科の指導方法の連携上の課題に対応するための具体的な方策を検討した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果からは、国語、算数・数学において、学習内容が概ね定着している状況を示す基準である平均正答率60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、定着していると考えられる。また、「基礎・基本」定着状況調査の小中連携に係る質問紙調査の結果からは、全ての中学校区で小中連携教育の取組が行われており、授業公開や協議、情報交換や、9年間を見通した学習ガイドの作成、学習習慣・家庭学習の確立など、取組が充実してきている。

一方、通過率30%未満の児童生徒の割合を減らすことや、小中共通の研究主題の内容や研究推進の仕方等に課題がある。

(参考) 全国学力・学習状況調査における各教科のA問題の平均正答率（平成25年度実施）

小学校 (%)			中学校 (%)		
教科	国語	算数	教科	国語	数学
市	63.8	77.9	市	75.6	63.7
国	62.7	77.2	国	76.4	63.7

(参考) 全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合（平成25年度実施）

(%)

教科	国語	算数・数学
小学校	4.0	1.1
中学校	2.0	8.9

2 「言語・数理運用科」の実施

必要な情報を取り出し、思考・判断し、目的に応じて表現するという学習活動が定着してきた。また、思考力・判断力・表現力を育成するための授業のあり方について教師の意識も高ま

り、各教科の授業改善も進んでいる。今後も継続した研修会を実施するとともに、児童生徒が意欲的に学習に取り組める教材等の改訂作業を進める必要がある。

また、こうした学習活動を支える基盤として、学校図書館の「学習・情報センター」としての機能を充実させることが必要である。

3 小学校「英語科」の実施

担任と英語指導アシスタントの役割分担が明確になっており、両者が協力して児童の実態に合った教材を選択するなど、児童の英語への学習意欲を持続させるために工夫した授業を実施することができており、児童が積極的に英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度の育成が図られている。

中学校入学時において 1、小学校英語科の学習内容を踏まえた効果的な指導が十分に行われていない状況が見られるため、指導内容、指導方法について小中連携を図る必要がある。

第4 課題への対応

1 小・中学校の連携・接続の改善

9年間を見通した一貫性のある教育活動の一層の充実を図るため、平成26年度から2年間、3中学校区を指定して、小・中学校が連携し、学習指導と生徒指導の両面から、学力向上を図るための実践的な研究を実施する。

2 「言語・数理運用科」の実施

(1) 教師の授業力を向上させるため、「言語・数理運用科」の研修を継続実施するとともに、授業改善推進校を指定して実践研究を行い、その成果を公開研究会等を通して全小・中学校に普及する。

(2) 児童生徒が意欲的に取り組めるようにするため、「ひろしま型カリキュラム学習指導計画改訂委員会・言語・数理部会」を設置し、地域、児童生徒の実態等に応じた学習指導計画、副読本等の改訂作業を進める。

3 小学校「英語科」の実施

小学校英語科と中学校英語科の指導方法の連携上の課題に対応するため、「ひろしま型カリキュラム学習指導計画改訂委員会・英語部会」を設置し、教科の接続を図る教材を作成する。

(イ) 徳育の充実

第1 事務の目的・概要

他人を思いやる心や生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育成するため、道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、人権教育を推進する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

各学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を開催し、教材・活動プログラムの内容や指導方法等の実践交流を行うとともに、規範性をはぐくむ教育リーディング校（小学校5校、中学校6校）において、公開授業研修会を実施し、実践研究の成果等の普及を行った。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

小学校142校、中学校62校、特別支援学校1校において、外部講師（心の先生）を招へいし、児童生徒の豊かな心をはぐくむことをテーマとした道徳授業を公開し、その内容について、児童生徒や保護者・地域住民が意見交換を行った。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

規範性や社会貢献の心をはぐくむボランティア活動等への生徒の積極的な参加を促し、活動への意欲を喚起するため、社会や地域に貢献するなど、善いことを自ら実践した生徒や生徒会、グループに「広島グッドチャレンジ賞」を贈呈した。

(参考) 受賞者数等及び受賞校数の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受賞者数等	54件	55件	70件	89件	121件
受賞校数	28校	30校	31校	39校	49校

(4) 体験活動の実施

小学校73校、中学校6校が、感動体験推進事業の推進校として、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等を実施し、地域の教育力を活用した体験活動の実施方法や指導体制の整備について実践研究を行った。また、小学校17校が、「山・海・島」体験活動推進事業の推進校として、日常とは異なる環境の中で、3泊4日の集団宿泊活動を実施し、その成果等を各学校へ普及した。

(5) 基本的な生活習慣の定着を図る取組の実施

基本的な生活習慣の定着を図るため、起床・就寝時刻や家庭学習の時間等を児童生徒がチェックできる「生活リズムカレンダー」を全学校に配布し、「全校一斉『生活リズムカレンダー』活用月間」を実施した。

2 人権教育の推進

幼稚園長・小・中・高等学校長、各園・学校の人権教育担当教員等を対象とした人権教育研修会を1回開催するとともに、広島市学校人権教育研究推進中学校区1中学校区、文部科学省委託事業人権教育研究推進校2校を指定し、学校における人権教育の指導方法等について実践研究し、その成果等を公開研究会や研究紀要等により各学校へ普及した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

研修会を通して、規範性をはぐくむためのプログラムの内容や具体的な活用方法等を交流す

ることで、教員の授業力の向上が図られている。今後、思いやりや生命尊重などの視点からの道徳教材を新たに開発する必要がある。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

講師自身の体験を踏まえた講話や生徒、保護者、地域住民の世代を超えた意見交流を通して、命の大切さや思いやり等について深く考えることができた。今後、意見交流の効果的な方法について、各学校へ普及する必要がある。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

「広島グッドチャレンジ賞」の表彰が励みとなり、生徒自らが社会や地域への貢献に進んで取り組もうとする意欲・態度が醸成されている。今後、各学校におけるボランティア活動の取組を充実、拡大させる必要がある。

(4) 体験活動の実施

地域の人々や児童生徒相互、自然との関わり合いの中で、学ぶ楽しさや達成感を実感するとともに、お互いを思いやる心や生命を尊重する態度を身に付けた。今後、更なる体験活動の充実を図るため、取組内容や活動の様子、実践研究の成果等を普及する必要がある。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

各学校が、児童生徒の実態に応じて、「生活リズムカレンダー」を効果的に活用しており、生活習慣の改善に取り組もうとする意欲や態度が醸成されつつある。今後も、取組を継続するとともに、家庭への発信を充実させる必要がある。

2 人権教育の推進

研究推進校においては、授業をはじめ、教育活動全体を通じて、一人一人の人権が大切にされる指導方法の改善が図られており、「基礎・基本」定着状況調査における、児童生徒質問紙調査の「自分のよさは、まわりの人から認められていると思います。」の肯定的回答の割合が前年度より増加するなど、生徒の自尊感情が向上している。

今後、優れた取組の事例や成果について各学校へ普及する必要がある。

第4 課題への対応

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

郷土の先人や実在している人物の生き方や考え方に触れることを通して、生死の問題や人間としてよりよく生きることを深く考えることができる教材を開発する。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

講話後の意見交流の充実を図るため、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において普及する。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

ボランティア活動の効果的な取組事例や成果を校長会において普及する。

(4) 体験活動の実施

推進校での取組内容や活動の様子、実践研究の成果等について校長会や研修会、ホームページ等において普及する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

家庭との連携を図るため、保護者向けリーフレットやホームページ等で保護者への啓発に取り組む。

2 人権教育の推進

各学校における人権教育の一層の充実を図るため、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において普及する。

(ウ) 体力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲をはぐくむため、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全学校に普及させるとともに、体育の授業や特別活動、運動部活動などの充実を図る。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 体力向上推進事業の実施

(1) 体力づくりジャンプアップ事業の実施

各小学校において、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにするため、「体力アップハンドブック」の配布や、「新体力テスト」の調査結果を基にした「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」の交付を行った。

※ 「体力アップ認定証」は、新体力テストの合計得点が前年度より7点以上向上した児童を対象に交付。

※ 「体力優秀賞」は、新体力テストの全種目が前年度の当該学年の全国平均値を上回った児童生徒を対象に交付。

(2) 体力向上支援事業の推進

① 体力向上推進校8校（小学校5校、中学校3校）において、体育科・保健体育科の授業改善に関する実践研究を行い、その成果を公開研究会や実践発表会を通じて各学校に普及した。

② 体育科・保健体育科における指導力の向上を図るため、小・中学校教育研究会と連携して実技研修会を実施した。

③ 体力向上推進校における取組の効果を検証し、その成果を報告書にまとめ、全小・中学校に配布した。

④ 「運動プログラム」がより一層活用されるよう、体力向上推進委員会の協力を得て、運動事例集及びその内容の動画を収録したDVDを作成し、全小・中学校に配布した。

⑤ 自校の新体力テストの結果を分析し、課題を明らかにするとともに、重点的な取組内容を示した推進計画を作成・実施するよう、各学校に指導・助言した。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

運動への興味・関心を高めるため、サンフレッチェ広島や広島東洋カープをはじめとする「トップス広島」に加盟している競技・スポーツ団体などの現役選手や地域の競技経験者を、小学校73校に招へいし、実技指導を受けた。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

中学校49校の運動部に、地域のスポーツ経験者など専門的な指導者58人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

市立高等学校7校の運動部活動に、専門的技術指導力を備えた指導者7人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組（体力づくりジャンプアップ事業）

「体力アップ認定証」や「体力優秀賞」を交付することにより、児童生徒が自らの体力に関心を持ち、体力向上への意欲を高めることができた。

子どもが主体的に体力向上に取り組むために有効であることから、「体力アップ認定証」の中学校への導入を検討する必要がある。

(2) 有効な事例を普及するための取組（体力向上支援事業の推進）

推進校による実践研究や実技研修会等を実施することで、各学校で効果的な取組が行われるようになり、「新体力テスト」における平成 25 年度の本市平均値が、平成 21 年度（事業開始年度）の本市平均値と比べ同じか、上回っている種目の割合が、小学校 73.9%、中学校 83.3%になるなど、体力が全体的に向上している。

小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「持久走」の改善を図る必要がある。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

児童にとって、卓越したプレーやスポーツへの姿勢や考え方に触れる機会となり、運動への興味・関心を高めることができた。

一方、学校が希望する競技種目の選手との日程調整が難しい状況がある。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

顧問教諭の指導力の向上が図られており、生徒の活動意欲や技能も向上している。

一方、学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況がある。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

個に応じた指導により、生徒の活動意欲が高まるとともに、生徒の技能・体力及び大会成績の向上につながっている。今後も引き続きこうした取組を行う必要がある。

第4 課題への対応

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組（体力づくりジャンプアップ事業）

生徒が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるよう「体力アップ認定証」の中学校への交付を検討する。

(2) 有効な事例を普及するための取組（体力向上支援事業の推進）

小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「持久走」の改善を図るため、運動事例集及びその内容の動画を収録した DVD を活用した指導方法を研修会等で普及する。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

「トップス広島」をはじめとする派遣団体等と連携し、指導者の確保及び日程調整に努め、本事業の一層の充実を図る。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、学校が希望する競技種目の指導者の確保に努め、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めるよう、今後も引き続き、本事業の一層の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等を開催する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの実施

平成25年度から全学校で実施となった平和教育プログラムの充実に向け、実践協力校7校（小学校4校、中学校2校、高等学校1校）による実践研究を行うとともに、授業を公開し、学習内容や指導方法等の改善・充実を図った。

2 被爆体験を聴く会等の開催

市立学校194校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聴く会等を開催した。

3 平和を考える集い等の開催

全市立小・中学校及び特別支援学校において、平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

4 こどもピースサミットの実施

6年生が在籍する全ての市立小学校が平和についての意見作文に取り組み、「平和の歌声・意見発表会」を経て、児童の代表2名が平和記念式典での「平和への誓い」を発信し、子どもたちの平和についての意識の高揚を図った。

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

市立中学校1校、高等学校3校、1団体（広島市高校生交換留学生）が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（3団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 平和教育プログラムの推進

平和教育プログラムに基づいた平和教育を各学校で計画的かつ系統的に実施できるよう、学習計画や指導方法等についての研修を行うなど、更なる普及・啓発を行う必要がある。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっている。

3 平和を考える集い等の開催

8月6日を中心として、地域の実情等を考慮し、平和を考える集い等を実施している。市立小・中学校においては、全学校で実施しており、各学校における平和教育の取組が充実してきている。

4 こどもピースサミットの実施

6年生が在籍する全ての市立小学校が平和についての意見作文に取り組んだ。

(参考) 意見作文に取り組む小学校の実施率の推移 (％)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施率	84.3	93.6	94.4	100	100

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

参加した児童生徒の感想及び意見から、「原爆の被害や平和のことが以前と比べて分かるようになった。」と答えた児童生徒の割合が 93%を超えており、児童生徒の平和意識が高まり、平和への主体的な取組を始めようと思うきっかけとなった。

第 4 課題への対応

1 平和教育プログラムの推進

本プログラムを中心とした平和教育の充実を図るため、実践協力校(小学校 4 校、中学校 2 校、高等学校 1 校)による授業公開及び実践発表を行い、具体的な授業内容の周知と学習計画や指導方法の工夫・改善に向けた研修を通して普及・啓発に努める。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聴く会の開催趣旨等の周知に引き続き取り組む。

3 平和を考える集い等の開催

全学校において、地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き 8 月 6 日の意義を理解させるための取組を推進する。

4 こどもピースサミットの実施

本事業の充実を図るため、引き続き、校長会等において周知に努めるとともに、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める。

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

本事業の充実を図るため、ひろしま子ども平和の集いの趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに平和メッセージを発信する取組の充実を図る。

(オ) 文化芸術教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性をはぐくむために、児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、学校における文化芸術教育の活性化を支援する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 文化の祭典の開催

小・中・高等学校における文化芸術活動の成果を発表する機会を設け、児童生徒の文化芸術活動への意欲と自信を高めるとともに、豊かな感性と情操をはぐくむことを目的として、小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を開催した。

区 分	期 日	場 所	部 門
オープニングイベント	平成25年10月12日	エールエール地下イベント広場	
小学校の部	平成25年12月10日 ～12月15日	アステールプラザ 中ホール 市民ギャラリー 広島市文化交流会館 広島文化学園 HBG ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの部 (音読・暗唱、作文発表、読書感想文発表など) ・音楽の部 ・展示の部(書写、図画工作など)
中学校の部	平成25年11月6日～ 11月10日	アステールプラザ 中・大ホール 市民ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ部門 (吹奏楽・合唱・器楽) (演劇・放送コンテスト・話し方・英語暗誦) ・展示部門 (書写・家庭科・技術・社会・美術など)
高等学校の部	平成26年1月8日 ～1月12日	西区民文化センター ホール 大会議室、大広間 美術工芸室 工作実習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージの部 (演劇、放送、箏曲、合唱、吹奏楽、合同演奏) ・展示の部 (美術、書道、インターネット、文芸、茶華道など)

2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

伝統文化に関する専門的な見地からアドバイスを受けるため、上田宗冨氏を委員長とする伝統文化に関する教育アドバイザー会議を設置し、本市の実態に応じた伝統文化に関する教育について助言を受けた。

また、伝統文化に関する教育の充実に向け、小学校2校・中学校2校の推進校を平成24年度に引き続き指定し、伝統文化の専門家を招へいした体験授業の実施や年間指導計画の作成等の実践研究を行った。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

市立中学校の文化部等に、文化・芸術に造詣が深く指導力の優れた地域の人材を招へいし、生徒の多様なニーズに応じた文化活動の活性化を図った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 文化の祭典の開催

全校種が集う「オープニングイベント」を開催し、文化芸術に関する日頃の学習の成果を発

表した。

「小学校の部」及び「高等学校の部」については、いずれかの部門に全小・高等学校が参加することができたが、「中学校の部」については、63校の参加であった。

各学校の発表や作品の質の向上が図られており、文化芸術に関する指導の充実や児童生徒の興味・関心が高まってきたことがわかる。来場者の95%が「参加してよかった。」と肯定的な回答をしており、文化の祭典を肯定的にとらえていることがうかがえる。

小・中・高等学校の各校種ごとにそれぞれ開催し、「中学校の部」においては、同一会場で全部門を開催したことにより、生徒同士が互いの発表や展示を鑑賞し合うことができた。

また、来場者数は「小学校の部」12,402人（前年度比409人増）、「中学校の部」2,660人（前年度比637人増）であった。

2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

推進校を対象に、工芸、茶道、能の専門家を派遣し、広島県の伝統文化である高盛絵の技法による絵付けや、茶道「上田宗箇流」によるお茶会、喜多流大島能楽堂による謡と舞の体験等を行うことにより、児童生徒は、伝統文化を尊重することの意義や、日常生活へ生かすことの大切さを学ぶことができた。また、推進校における取組の成果を公開研究会及び指導事例集の配付により、市内の学校へ発信することができた。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

53校、13種類の部活動に59人の指導者を招へいた。中学校より提出された実施報告書によると、「個に応じた指導等により、生徒の活動意欲が高まった。」「自発的・自主的に取り組むなど、活動が活性化した。」について、肯定的な回答が98.3%であった。また、指導者を招へいた学校の部活動が、全日本吹奏楽コンクールや全日本マーチングコンテストにおいて、優秀な成績を収めることができた。

一方で、時間帯等の理由により適当な指導者が見つからないため、指導者の招へいを行わない学校もあった。

第4 課題への対応

1 文化の祭典の開催

引き続き小中学校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟と連携し、全学校が参加に向けて取り組むとともに、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進事業の成果の普及

全小・中学校に配付した指導事例集を活用するとともに学校訪問指導を通じて事業の成果の普及を図る。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の招へいを希望する中学校について、指導者の紹介を行う。また、指導者を招へいする中学校については、指導報告書により活動状況の確認・指導を行い、部活動の活性化を図る。

(カ) 多様な教育の推進

第1 事務の目的・概要

社会的課題に対処する意欲や態度をはぐくむため、キャリア教育や福祉教育、国際理解教育、環境教育等の多様な教育を推進する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 キャリア教育、福祉教育の推進

全市立中学校の2年生又は3年生が、地域の事業所や病院、福祉施設等の支援を受け、職場体験学習を実施した。また、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等で、車いす体験やアイマスク体験、高齢者や障害を持った方々との交流、ボランティア活動等を実施している。

2 国際理解教育の推進

各教科や道徳、総合的な学習の時間等で、外国の人々の生活や歴史などに関する学習を実施するとともに、小学校3校、中学校7校、高等学校3校が、アメリカ（ニューヨーク、シカゴ、ハワイ）、アジア（フィリピン、シンガポール、韓国）、アフリカからの、小・中・高校生及び教育関係者と、授業参観、生徒間交流、教職員との懇談、おもてなし市民交流、ホームステイ、クラブ活動などの交流活動を行った。また、国際的視野をもった人材の育成を図るため、アメリカ、フィンランド、コスタリカなど6カ国に7名の高校生を1年間派遣するとともに、チェコ、ニュージーランド等5カ国から6名の留学生を受け入れた。さらに、帰国・外国人児童生徒の日本語能力等を育成するため、日本語学習教室の設置及び日本語指導協力者を派遣し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うとともに、教育相談員を派遣し、教職員と保護者との相談活動の支援を行った。

3 環境教育の推進

全市立小・中・高等学校及び特別支援学校が、環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成し、これを基に全教育課程を通して計画的・系統的に取組を実施した。また、環境局が実施する「ライトダウンキャンペーン」や「夏休みこどもエコチャレンジ」に小中学校275校が取り組むとともに、「企業の出前授業」を小・中学校89校が実施した。

第3 管理・執行状況の評価及び課題

1 キャリア教育、福祉教育の推進

職場体験学習や福祉体験学習を通して、将来の生き方や社会と自己の関わりについて考え、規範意識やコミュニケーション能力、思いやりの心をもって助け合う態度を身に付けている。

今後、こうした学校の取組を支援するため、地域への普及・啓発に努める必要がある

2 国際理解教育の推進

各教科等における自国や諸外国・地域の歴史や文化等の学習や、国際交流活動を通して、異なる文化・思考を理解する能力や態度を身に付けるとともに、国際社会の中で共に生きていくことの大切さを学習することができた。また、海外へ派遣した留学生は、国際体験を通じた国際理解、知識の拡大、語学力の向上などを身に付けるとともに、国境を越えた幅広い人的ネットワークを形成できた。さらに、日本語指導を主とした基礎的な学力補充等を通して、ほとんどの児童生徒

が、日常生活に必要な会話力を身に付け、円滑な学校生活が送れるようになっている。今後も、引き続きこうした取組を実施するとともに、優れた事例を全学校に普及する必要がある。

3 環境教育の推進

児童生徒の地球温暖化などの環境問題に対する関心が高まり、環境保全に参画する態度や実践力が育っている。今後も、引き続きこうした取組を実施するとともに、一層の充実を図っていく必要がある。

第4 課題への対応

1 キャリア教育、福祉教育の推進

地域へ普及・啓発するため、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

2 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進を図るため、優れた事例を校長会や研修会等で周知するとともに、留学生の体験の発表する場を設け、成果の普及に努める。

3 環境教育の推進

各学校における取組の充実を図るため、優れた事例を校長会や研修会等で普及するとともに、関係部局や企業との連携を図る。

(キ) 少人数教育の推進

第1 事務の目的・概要

基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長する教育の充実を図るため、児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、義務教育9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 少人数学級の実施

小学校1年生から中学校1年生までの学年で、原則として35人以下学級を実施している。また、学級を担当する教員の研修を実施している。

2 少人数指導の実施

中学校2・3年生の学級生徒数の平均が30人を越える学校で、国語・数学・英語のうち学校が希望する教科について、習熟度別の少人数指導を実施している。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 少人数学級の実施

90%以上の教員が少人数学級を肯定的に捉えており、机の配置など教室空間を有効に活用する工夫を行うことや生徒一人一人の理解度やつまずき等に応じて丁寧に支援することなど、少人数学級のよさを生かした指導の改善が図られている。今後も引き続き、少人数学級のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

2 少人数指導の実施

習熟度別の少人数指導について、生徒は、「学習内容がよくわかる」、「学習内容やペースが合っている」など、授業に意欲的に取り組んでおり、教員も、「一人一人の理解の状況を把握している」、「一人一人のつまずきに丁寧に支援している」など、生徒の学習状況に応じた適切な指導を行いやすいと感じている。今後も引き続き、少人数指導のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

第4 課題への対応

少人数学級や少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法について、授業研究会や研修会等において、指導主事が指導・助言する。

今後、更なる少人数教育の推進に当たっては、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

イ 魅力ある高校づくりの推進

第1 事務の目的・概要

生徒の多様な興味・関心・進路希望等のニーズや新しい時代に対応した魅力ある高校づくりを行い、一人一人の可能性を伸ばし個性を生かす教育を推進するため、市立高等学校改革の基本方針である「広島市ハイスクールビジョン」（平成22年3月策定）等に基づき、各学校それぞれの特色に応じた多彩な教育活動を展開する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 学力の向上

生徒の学力向上のため、各学校において学習の進度や進路希望等に応じた少人数指導を実施し、きめ細かい指導を行った。定時制高校では、基礎学力の定着を図るため、英語・数学・国語において学び直しの学習を行った。

また、高等学校教員の授業力を向上させるため、全市立高等学校を対象とした授業研究会に指導主事を派遣した。（市立高等学校全8校参加者：334名、実施教科：8教科、指導助言者：指導主事6名、校長・教頭4名、大学教授6名）

2 キャリア教育の推進

市立高校普通科において、生徒のキャリア発達を促すため、大学教授等を講師として招へいし、進路講演会や各専門分野の講義・実技指導等を実施した。市立高校専門学科においては、専門教科の授業に企業で働く方や大学教授等を招へいし、専門的な知識や技能について直接指導を受けるとともにインターンシップを実施した。

広島商業高等学校みらい商業科では、ICTの進展に伴うビジネス社会の変容に対応するため、「電子商取引」「インターネットビジネス」の科目を設定し、生徒自身がネットショップを運営する取組を行った。

また、高大連携の推進を図るため、教育ネットワーク中国が主催する高大連携講座へ市立高校から45名（平成24年度実績：35名）の生徒が参加し、平素の学習内容の発展、深化を図った。また、市立大学芸術学部と連携した公開講座には、市立高校教諭1名、生徒15名が参加した。

さらに、高校生の就職支援のため、就職コーディネーターを1名配置し、雇用企業を開拓した。

3 中高一貫教育の推進

中高一貫教育を推進するため、既存の併設型中高一貫教育校である安佐北中・高等学校を、6年間一貫した教育計画に基づく特色ある教育活動を行うことができる中等教育学校へ移行することとし、12月1日に広島中等教育学校を設置し、1月に入学者選抜を実施した。

4 定時制教育の充実

定時制高校に在籍する生徒の多様なニーズに対応するため、広島工業高等学校の2学科（生産技術科、建設技術科）を工業技術科に再編するとともに、大手町商業高等学校に新たに昼間部を設けて多部制の定時制高校とした。

5 普通科のコースの充実

基町高等学校創造表現コースは、原爆被害を後世に伝えるための（公財）広島平和文化センターが主催する「次世代と描く原爆の絵」の制作に参加し、被爆体験証言者の証言を基に「原爆の

絵」の作成などに取り組んだ。今後、「原爆の絵」は、修学旅行生徒への被爆体験講話等に活用される。

舟入高等学校国際コミュニケーションコースは、第2外国語の履修、ディベート、通訳演習など、特色のある教育課程を編成し、語学力の向上を図るとともに、海外語学研修や海外修学旅行を実施し、現地校との交流などを通して実践的なコミュニケーション能力の育成に取り組んだ。

沼田高等学校体育コースにおいては、コースの活性化を図るため、平成24年度に専攻実技種目の見直しを行い、平成25年度入学生から専攻実技種目を7種目から6種目に減らすとともに、陸上競技については女子駅伝に特化して指導することとした。また、体育コースを希望する生徒の入学環境を整えるため、平成26年3月に定員80名(男子30名、女子50名)の寮を設置した。また、入寮生徒が安心して部活動や学習に打ち込むことができるよう、寮の管理を行う舎監を配置するとともに、生徒の教育相談や学習指導を行う生活アドバイザーを配置した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学力の向上

学習の進捗や進路希望等に応じた少人数指導により、生徒は自らの進路実現に向けて、意欲的に学習に取り組んだ。また、定時制課程の学び直しの授業については、教員から「基礎学力が身に付くことにより高校の学習内容の理解度が上がった。」との評価を得ているが、より効果的な教材開発に取り組む必要がある。

市立高等学校授業研究会については、各教員が授業実践を基に研究協議を行うことにより、実践的指導力の向上を図ることができた。事後アンケートの結果、研究協議内容について、約90%の教員が適切又はおおむね適切と回答した。

今後とも、生徒一人一人の学習の進捗や進路希望に応じた学力向上に係る取組を進める必要がある。

2 キャリア教育の推進

外部人材の活用やインターンシップの実施を通して、生徒の学習意欲を喚起し、積極的に自己の進路を決定しようとする機会となった。

広島商業高等学校みらい商業科では、電子商取引の基礎的な知識や技術の学習、経営感覚の獲得を通して、生徒のインターネットビジネスに対する意欲を喚起し、企画運営のための具体的なスキルを身に付けさせることができた。

また、高大連携の取組が着実に定着してきていることから、引き続き生徒のニーズに応じた内容となるよう、大学と連携を図る必要がある。

さらに、就職コーディネーターによる雇用企業の開拓により、市立高校の就職率が100%となった。

今後は、生徒の積極的・創造的な活動を更に促進するため、教員に高度な専門的知識や技能を修得させ、指導力の向上を図る必要がある。

3 中高一貫教育の推進

平成26年1月に実施した広島中等教育学校入学者選抜では、定員120名に対して466名の志願者があり(志願倍率3.88倍)、中等教育学校に対する市民の期待が伺える。今後、その期待に応えることができるよう、教育内容の充実を図る必要がある。

4 定時制教育の充実

平成 25 年度の入学者選抜では、広島市域に初めて設置された大手町商業高等学校昼間部の志願倍率（選抜Ⅰ：4.25 倍、選抜Ⅱ：3.68 倍）が、県内公立高校（全日制課程を含む。）の中で最も高く、生徒及び保護者のニーズや期待が大きいことが伺えた。

今後、生徒の多様なニーズに応じた教育内容を提供するとともに、教育支援体制や生徒指導体制の構築が求められる。

5 普通科のコースの充実

市立高校 3 校に設置した普通科のコースは、その特色を生かした取組を行い魅力ある高校づくりに大きな役割を果たしている。

今後もコースの充実に向けて学校と連携を図り、特色ある取組を推進していく必要がある。

第 4 課題への対応

1 学力の向上

少人数指導や定時制課程の学び直しの授業については、指導内容の充実を図るよう引き続き支援を行うとともに、外部人材の活用を含め、各学校に応じた学力向上対策ができるよう、支援を検討する。

市立高等学校の授業研究会を引き続き実施し、教員の指導力の向上を図ることができるよう、指導・支援を行う。

2 キャリア教育の推進

キャリア教育に係る各活動を教育課程の中に明確に位置づけて、事前指導・事後指導の充実を図る。また、市立高校の取組を集約し、その課題や成果等を分析・整理するとともに、各学校への情報提供を行う。

専門技術派遣研修等の研修機会を利用し、教員の資質能力・授業力向上を図るとともに、積極的に外部人材を活用し、生徒の学習意欲の喚起を促す。

高大連携の推進について、教育ネットワーク中国及び市立大学芸術学部と連携し、講座内容の一層の充実に努める。

定時制高校の就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進するため、就職コーディネーターを増員する。

3 中高一貫教育の推進

先進校視察や教育課程について調査研究を行うとともに、英語多読（ER）や茶道、華道、剣道などの伝統文化を学ぶ特色ある教育課程を実施し、広島中等教育学校としての一層の魅力づくりを推進する。

4 定時制教育の充実

今後の定時制・通信制高等学校の在り方について広島県教育委員会と協議を行い、広島市域の定時制、通信制高校に通学する生徒や保護者の多様なニーズに対応する「新しいタイプの高校」の設置に向けて検討する。

5 普通科のコースの充実

普通科のコースの充実に向け、引き続き学校と連携を図り、特色ある取組を推進する。

ウ 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

次世代の子どもたちを心身ともに健やかにはぐくむ幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」(平成22年3月策定)に基づき、拠点園による実践研究や幼・保・小連携の取組を推進するとともに、本市の幼児教育の充実に向けて市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 拠点園による研究推進

平成24年度より6園を拠点園に位置付け、実践研究を行っている。さらに、公私立幼稚園、公私立保育園・認定こども園の教職員、保育士を対象に、拠点園の研究・実践発表会を実施した。
(参考) 各拠点園の実践研究・発表テーマ

拠点園名	実践研究テーマ	発表テーマ
基町幼稚園	情報発信	幼児教育の情報発信について
矢賀幼稚園	特別支援教育	幼児一人一人を大切にされた保育の展開について
長束幼稚園	幼稚園・保護者・地域の三者連携	地域教育力の活用及びネットワークづくりについて
山本幼稚園	教員の資質向上	幼児教育の専門性を高める研修について
落合東幼稚園	親育ち支援	保護者と連携した保育の展開について
船越幼稚園	幼保小中連携	幼保小中連携の実践について

2 幼・保・小連携の推進

全小学校区において、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教員等で構成する連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業等を実施した。

また、「園に行こう週間」を設定し、小学校の教員が保育観察を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 拠点園の研究推進

幼稚園、保育園・認定こども園の教員や保育士が、各拠点園が推進している実践研究の成果を共有し、相互理解や共通認識を図ることができた。引き続き、こうした取組を促進する必要がある。

2 幼・保・小連携の推進

合同研修会や交流授業の実施により、小学校教員が就学予定児の状況・実態の把握ができ、入学後の適切な支援のあり方について理解を深めることができた。今後も、幼児の見取りや小学校における適切な支援のあり方等について研修を行う必要がある。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

現行の計画期間が平成26年度末で終了するため、市立幼稚園の今後の方向性について検討する必要がある。

第4 課題への対応

1 拠点園の研究推進

引き続き拠点園6園の取組を全市立幼稚園で共有するとともに、他の幼稚園、保育園及び認定こども園の教員、保育士、保護者、そして地域に対して、就学前教育・保育や子育て支援に係る情報の提供に努める。

2 幼・保・小連携の推進

引き続き全小学校区において合同研修会や交流授業等を実施し、幼児教育と小学校教育の滑ら

かな接続を図る取組を行う。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

本市の幼児教育の状況のほか、教育再生実行会議における幼児教育の充実や義務教育期間の延長などの提言を踏まえ、市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

第1 事務の目的・概要

いじめや暴力行為などの問題行動及び不登校の問題の解決に向け、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等の事業を実施している。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、「いじめに関する総合対策」を推進している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 いじめの問題の解決に向けた取組

「いじめに関する総合対策」に基づき、「いじめの未然防止」と「認知したいじめへの適切な対応」を二つの柱として取組を行った。

「いじめの未然防止」については、全ての市立小・中学校において、児童生徒の良質な人間関係づくりを促進する「子どもの人間関係づくり推進プログラム」を実施するとともに、児童会・生徒会が主体となった、いじめの防止の取組を実施した。

「認知したいじめへの適切な対応」については、小・中学校におけるスクールカウンセラーの週あたりの活動時間を2時間増やし、教職員との連携の機会を確保することで相談・助言体制の強化を図った。また、いじめへの組織的な対応ができるよう、全ての小学校に生徒指導主事を配置し強化を図った。

さらに、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年3月に「広島市いじめ防止等のための基本方針」を策定した。

2 暴力行為の減少に向けた取組

警察OBなどのスクールサポート指導員（平成26年度から「生徒指導支援員」に名称を変更）を16名から24名に増員し、学校に派遣して問題行動を起こす児童生徒及びその保護者への支援やサポート会議の開催、関係機関との連携を行った。

また、各中学校区に、小・中学校の教職員、PTA、地域代表者等からなるふれあい活動推進協議会を設置し、暴力行為等の未然防止に向けて地域ぐるみであいさつ運動や清掃活動、花づくり等の体験活動を実施した。

さらに、各学校において、児童生徒を非行から守り、暴力行為等の犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、少年育成官等を講師として「非行防止教室」を開催した。

3 不登校児童生徒への支援

全ての市立小・中・高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、教職員への助言、児童生徒、保護者等へのカウンセリング等を実施した。

また、スクールソーシャルワーカーを各行政区に配置するために5名から8名に増員し、関係機関とのネットワークの構築を図り、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒の保護者への相談活動、ヘルパー派遣やメンター制度の活用などの家庭環境等の改善に向けての働

きかけを行った。

さらに、全ての市立小・中学校に「ふれあいひろば」を開設し、ふれあいひろば推進員と連携した相談活動や学習支援など、不登校・不登校傾向の児童生徒の教室復帰に向けた支援を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの認知件数は、前年度と比較して減少した。これは、いじめの未然防止としての「子どもの人間関係づくり推進プログラム」の実施や、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組が定着してきた成果が現れてきているものと考えられる。

しかしながら、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であり、家庭、地域や関係機関と積極的に連携を図ることが必要である。

また、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」問題であるとの認識のもと、学校においては、継続していじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを早期に発見し、いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応していくことが必要である。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為の発生件数は、中学校においては、ふれあい活動推進協議会主催の清掃活動等の体験活動や「非行防止教室」の開催、スクールサポート指導員による学校への支援の強化等により、近年減少傾向にあるが、小学校においては、特定の児童が繰り返し暴力行為を行うため、増加傾向が見られる。

暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であることから、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要である。

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の人数は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふれあいひろば推進員による学校への支援の強化等により、近年の状況では減少傾向にあるが、本市の不登校児童生徒数は1,000人を超えており、依然として憂慮すべき状況である。

不登校のきっかけや要因は様々であることから、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を受けながら早期に対応を図ることが必要である。

第4 課題への対応

1 いじめの問題の解決に向けた取組

「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめ防止等のための連携体制の構築に向け、関係機関や団体で構成する「広島市いじめ問題対策連絡協議会」、いじめ防止等の対策に関する重要な事項を調査審議するため、専門的知識や経験を有する第三者で構成する「広島市いじめ防止対策推進審議会」を設置する。

また、各学校は、児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、教職員、スクールカウンセラー等により構成する「学校いじめ防止委員会」を設置し、児童生徒の実態の把握、情報の共有、対策後の検討など実効性のある取組を進める。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為はいじめと関連があり、依然として憂慮すべき状況にあることから、引き続き「非行

防止教室」の開催による未然防止や早期解決に向けて取り組むとともに、学校、生徒指導支援員、スクールサポーター、少年育成官などの関係機関の職員等で構成するサポート会議を開催するなど、学校、家庭、関係機関の連携の強化を図る。

3 不登校児童生徒への支援

不登校の兆候を示す児童生徒を早期に把握し、スクールカウンセラーと連携した支援を充実させるとともに、今後もスクールソーシャルワーカーを各行政区の拠点校に配置し、家庭環境等に課題を抱える児童生徒に対する早期支援の充実を図る。

(参考) いじめの認知件数 (件)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	51	108	101	270	135
中学校	108	122	113	291	124
高等学校	1	3	3	13	3
合 計	160	233	217	574	262

(参考) 暴力行為の発生件数 (件)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	99	125	94	117	141
中学校	476	589	543	472	459
高等学校	14	9	9	8	4
合 計	589	723	646	597	604

(参考) 不登校児童生徒の人数 (人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	271	276	287	268	257
中学校	848	846	827	705	712
高等学校	63	43	38	69	50
合 計	1,182	1,165	1,152	1,042	1,019

※ 「いじめの認知件数」、「暴力行為の発生件数」、「不登校児童生徒の人数」の平成 25 年度の数値は、速報値である。

オ 特別支援教育に関すること

(ア) 特別支援教育の充実

第1 事務の目的・概要

小・中学校等に在籍する知的障害や発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うとともに、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、「個別の指導計画」に基づいた指導の実施や交流及び共同学習の推進など、指導の充実を図る。

また、適切かつ効果的な指導が行えるよう、専門家チームによる巡回相談指導の実施や特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図る。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

知的障害や発達障害等、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が在籍する学校のうち97.8%が「個別の指導計画」を作成し、適切な指導及び必要な支援を実施した。

(2) 交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、障害のない幼児児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるために、授業や学校行事等、様々な活動の機会を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習を実施した。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

管理職を対象とした講演会を1回実施した。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、大学教授や医師等からなる専門家チームによる巡回相談指導を、幼稚園、小・中・高等学校133園・校に280回実施した。

また、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への適切な指導等の充実や本市の特別支援教育体制の充実を図るため、大学教授、学校関係者等からなる専門家チームに意見を聞く機会を1回設けた。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

校内の特別支援教育の推進役を担っている特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るため、新任者対象の研修を5回、経験者対象の研修を3回、経験者のうち中核的なコーディネーターを対象とした研修を2回実施した。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

小・中学校の通常の学級及び幼稚園・高等学校に在籍する肢体不自由や発達障害等のある幼児児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを1園196校に341人配置した。

また、特別支援教育アシスタントを対象とした肢体不自由児や発達障害児への適切な指導及び必要な支援に係る研修会を実施した。

(4) 特別支援学級指導員の配置

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の実態に応じて、特別支援学級指導員を241学級に242人配置した。

また、特別支援学級指導員を対象として、特別支援学級における子どもの理解と支援等、基礎的な知識と実践的指導力の向上を目的に研修会を実施した。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

特別支援学級は、知的障害、自閉症・情緒障害、身体虚弱（院内）、難聴、弱視の5種類を、小学校142校中135校に285学級、中学校64校中59校に120学級を設置した。

通級指導教室は、言語障害、情緒障害、弱視の3種類を、小学校142校中15校に27教室、中学校64校中2校に2教室を設置した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒へ適切な指導等を行うため「個別の指導計画」の作成が必要な幼児児童生徒が在籍している全ての学校において「個別の指導計画」に基づいた指導を実施する必要がある。

(2) 交流及び共同学習の推進

各学校における特別支援教育に係る研修会の実施率は高く、特別支援教育に係る理解・啓発が図られており、こうしたことを背景に、各学校において、行事や授業等の機会を通じて交流及び共同学習が計画的に実施されている。

今後、交流の側面のみならず、より効果的な学習の機会となるよう充実を図る必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」をテーマとした講演会では、実施後のアンケートにおいて「一人一人の幼児児童生徒への合理的配慮の大切さについてよく理解できた。」「新しい教育の流れでもあるインクルーシブ教育がとても気になっていたが、よく理解できた。」等の高い評価を得た。今後、継続して実施する必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

申請のあった全ての学校に対して巡回相談指導を実施し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導が行われるようになってきた。早期発見・早期対応を図るための幼稚園における巡回相談指導や特別支援学級における巡回相談指導の充実を図ったことにより、前年度実績に比べ、実施校数は7校減少したものの、回数は74回増加した。

巡回相談指導により幼児児童生徒の理解を深め、よりの確な指導ができることから、積極的な活用を促す必要がある。

また、「特別支援教育について意見を聞く会」において特別支援教育推進上の課題等、意見聴取をすることで、特別支援教育体制を充実させる上で有益な情報を得ることができた。

今後もこうした意見を踏まえて、特別支援教育体制の充実に向けた取組を着実に進める必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

特別支援教育コーディネーター全員を対象に、経験に応じた研修会を実施し、特別支援教育に係る基本的な事項から、より実践的な事項について理解を深めることができた。

今後も引き続き、特別支援教育の専門性と連絡調整力の観点から研修内容の充実を図る必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別支援教育アシスタントを配置することにより、幼児児童生徒の学校生活における安全確保や授業時間におけるきめ細かな支援ができるようになった。学校からも「児童生徒が落ち着いて、安心して学習に取り組むことができるようになった。」「情緒的に安定し、児童生徒同士のトラブルが少なくなってきた。」などの報告があった。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒数が年々増加していることを踏まえ、今後もより一層、特別支援教育アシスタントの適切な配置に努めていく必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員を児童生徒の障害の状態等に応じて配置することにより、在籍する児童生徒の学校生活が円滑に行えるようになった。

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、今後もより一層、特別支援学級指導員の適切な配置に努めていく必要がある。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

特別支援学級や通級指導教室において、障害のある児童生徒に対するきめ細かな指導を行うことができた。

特別支援学級については、引き続き就学相談等を通じて入級する児童生徒数の的確な把握に努める必要がある。

通級指導教室のうち情緒障害通級指導教室については、現在、小学校は5区、中学校は2区に設置している。

今後、就学相談等を通じて保護者のニーズ等を把握し、計画的に設置する必要がある。

第4 課題への対応

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において「個別の指導計画」を作成し、指導を行うよう、学校へ周知・徹底を図る。

(2) 交流及び共同学習の推進

研修会の在り方等の好事例を普及し、質的な向上を図るよう各学校へ働きかける。

また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の双方にとって、より充実した交流及び共同学習になるよう学校訪問指導等の機会を通して働きかける。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

引き続き、管理職を対象とした講演会を実施する。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

知的障害や発達障害等、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び必要な

支援を行うため、校長会や研修会等において巡回相談指導の有用性や実践事例の紹介等、普及に努める。

特別支援教育体制の充実に係る取組を着実に進めていくとともに、巡回相談指導を活用し、その後の適切な指導等に結びついた成功事例などを学校へ周知する。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

障害の多様化に伴う専門的な知識を深める内容や校内における他の教育の推進役と連携した指導・調整能力を高める内容等の研修を実施する。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

今後も学校からの報告や指導主事による学校訪問等により、幼児児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援教育アシスタントを適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う。

(4) 特別支援学級指導員の配置

今後も学校からの報告や指導主事による学校訪問等により、児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援学級指導員を適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

特別支援学級は、引き続き、適切に設置していく。

情緒障害通級指導教室は、まずは小学校において全区への設置を計画的に進めるとともに、中学校は小学校からの進学状況を踏まえながら増設に向けて検討する。

平成 26 年度は、情緒障害通級指導教室を小学校において 1 教室増設している。

(イ) 特別支援学校における教育の充実

第1 事務の目的・概要

広島特別支援学校に在籍する児童生徒の将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けるため、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。

特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育を充実させる。

また、広島特別支援学校に在籍する児童生徒に対して、地域における交流の促進や社会生活に必要な事項を学ぶ機会を提供するとともに、活動の場づくりを推進し、児童生徒がより充実した生活を送ることができるようにするため、それらの活動を行う団体に対して助成を行う。

第2 平成25年度における管理・執行状況

教育委員会は、以下のような特別支援学校における教育の充実が図られるよう指導・支援を行うとともに、広島特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に地域活動を行う地域住民団体等、24団体に助成を行った。

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

各学部において、児童生徒の知的障害の状態等に即して、生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、各教科の内容などを合わせて指導を行った。特に、中学部においては人間関係の形成やコミュニケーションに係る内容を取り入れた「社会生活学習」を独自に設定し取り組んだ。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

生徒が卒業後の就労や生活について考え、就労に必要な専門的な技能を身に付けるため、障害の実態に応じて、農業、木工、陶芸などに取り組む作業学習や校内において清掃作業や縫製作業など、1つの作業に5日間連続して取り組む校内実習を行った。

さらに、職場で働く様子を見たり、働く人に接したりする職場見学や生徒自らが選択した職種の企業での5日間の職場体験実習を行った。

第3学年では、就職を希望する生徒を対象に希望する企業等で5日から10日間程度の採用に向けた職場実習を行った。

こうした取組に加え、卒業後生徒を対象に、就労の適応状況等を確認し、保護者や関係機関等と連携した支援を行った。

(2) 普通科職業コースの取組

企業就労に向けて必要な知識・技能・態度等を身に付けるため、平成24年度から普通科に職業コースを設置し、授業時数の半分以上の時間を活用してビルメンテナンスや製パン、接客などの実習を行ったり、広島県教育委員会が主催する清掃・接客・ワープロなどの特別支援学校技能検定を受検したりするなど、職業教育に特化した取組を行った。

(3) 指導体制の充実

清掃、縫製、ビジネスマナー等、専門的知識を有する社会人講師を招へいした作業学習を実施するとともに、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による就職希望生徒への面接指導を実施した。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を中心として職場実習の受け入れ企業や就職先企業の開拓を行うとともに、企業向けの障害者雇用の啓発として学校見学会を実施した。

さらに、就労支援アドバイザーを招へいし、教職員の就職指導に関する実践的指導力の向上を目的とした研修を行った。

3 地域活動の推進

児童生徒の114名が、地域団体等が企画した餅つきや神楽団との交流、キャンプや登山などの自然体験活動等に参加した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

実際の・具体的な指導を行うことで、知的障害のある児童生徒が、断片的になりやすい学習上得た知識を実際の生活の場で応用することができたり、成功経験を多く積み主体的に活動に取り組もうとする意欲が育ってきたりしており、将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等の習得が図られている。

今後も引き続き、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導の継続が必要である。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

職場実習の後に実施した生徒への聞き取りからは、実習での経験が大きな自信になったことや自らの課題を見つけることができた等の感想があり、職場実習の達成感を感じるとともに就労への意欲の向上が見られた。今後もより一層、体験的学習や実習内容等の充実に努めていく必要がある。

(2) 普通科職業コースの取組

校内外での豊富な実習体験や特別支援学校技能検定への受検により、企業就労に向けて必要な知識・技術・態度を身に付けることができ、職場実習先の企業等からは高い評価を得ている。

(3) 指導体制の充実

様々な分野の講師を招へいすることによって就労に必要な知識・技能の習得が図られた。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）が、生徒への面接指導をすることによって、適切に企業へつなぐとともに、学校見学会に参加した企業の複数が職場実習の受け入れ先となった。こうした取組により、平成25年度の高等部の一般就労率は、33.3%となり、前年度と比較して4.5ポイント増加した。

今後も引き続き、就労支援アドバイザーによる教職員への研修の充実に努めるなど、教職員の実践的指導力の向上に努めていく必要がある。

3 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒の実態に応じた多様な活動を通して、地域の方々と児童生徒の交流が深まり、児童生徒が社会生活に必要な態度等を身に付け、充実した生活を送ることができている。児童生徒の地域活動の推進を図る事業として定着している。

第4 課題への対応

1 知的障害者の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

今後とも引き続き、児童生徒の知的障害の状況等に即して、指導内容・指導形態の工夫を図る。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

今後とも引き続き、創意工夫した校外学習や職場見学、職場実習を実施する。

(2) 普通科職業コースの取組

職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就職先企業との連携による職場実習等の充実に努めるとともに、就職後の就労の定着に努める。

(3) 指導体制の充実

今後とも、様々な分野の講師の招へいやジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による就職先企業等の開拓、就労支援アドバイザーによる教職員への研修の充実に努める。

3 地域活動の推進

引き続き本事業を実施し、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを推進する。

(ウ) 就学・教育相談

第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先等を決定するとともに、その後の一貫した支援を行うため、保護者を対象とした就学・教育相談の実施や教育相談の充実を図る。

第2 平成25年度における管理・執行状況

担当指導主事と特別支援教育相談員が、電話、面談及び訪問による相談を実施するとともに、必要に応じて継続的な相談を受けている。

就学・教育相談にあたる職員の専門性の向上を図るため、毎月1回以上事例研修を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

相談件数が年々増加し、中でも発達障害に係る相談が増えている。相談内容としては、就学先等の決定だけでなく、学校生活における適切な指導等の在り方に係る相談が増えてきている。

きめ細かな相談により、適切な就学先等の決定を行い、学校との連携のもと、その後の学校生活における支援が円滑に図られている。

毎月事例研修を実施したことで、日々の課題の解消、事例の共有が図られ、その後の相談に生かすことができた。

第4 課題への対応

今後も引き続き、保護者に対してきめ細かい相談を行い、保護者と学校との共通理解が図られるようにするため、学校に対して、就学・教育相談の情報を整理し、提供する必要がある。

平成26年度は、就学・教育相談にあたる職員の専門性の向上を図るため、毎月事例研修を実施するとともに、専門家による研修を実施する。

(参考) 障害別の相談件数

(件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障害	18	10	19	12	10
聴覚障害	43	112	48	37	107
知的障害	674	503	352	614	483
肢体不自由	112	96	116	157	132
病弱虚弱	6	47	27	26	28
言語障害	213	248	258	245	150
自閉症	447	397	355	441	603
高機能自閉症、アスペルガー症候群	1,379	1,448	1,678	1,740	2,071
学習障害	14	13	16	17	12
注意欠陥多動性障害	190	151	138	227	136
情緒障害	49	25	32	35	12
その他	127	352	494	30	45
計	3,272	3,402	3,533	3,581	3,789

第1 事務の目的・概要

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、教職員による自己評価、保護者や地域の人々が学校教育全般に対して支援・提言・評価を行う学校関係者評価、専門家による第三者評価（以下「専門家評価」という。）を実施している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 学校協力者会議の充実

全市立学校が、自らの教育活動や学校経営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について自己評価を行った。また、「提言部会」と「評価部会」で構成される学校協力者会議を設置し、学校が実施する自己評価の結果や具体的な改善策について意見をもらい、学校が行った評価の信頼性や客観性を高め、学校評価の質的向上を図った。さらに、学校協力者会議の意見や提言を基に、各学校が、農業体験や体験活動の支援など、地域の方々の協力を得た取組を行った。

教育委員会は、各学校の自己評価の充実を図るため、目標の重点化や具体的な方策（取組）を進めるための実績数値や好事例を示すとともに、指導的な役割を果たす教員を対象に、4日間の教員研修を実施した。また、必要に応じて学校経営アドバイザーを派遣し、学校経営についての指導・助言を行った。

2 専門家評価の実施

小学校1校、中学校1校を対象に専門家評価を実施し、各学校の学校経営や教育活動の改善に向けた取組とそれに対する教育委員会の支援について評価し、学校及び教育委員会に対して意見・提言を行った。また、教育委員会は、評価報告の意見・提言を組織全体で共有化し、その意見・提言に基づき、財政的・人的支援も含めて検討し、評価対象校への支援（評価実施後の3年間）を実施した。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

モデル校3校において、学校協力者会議に設置している「提言部会」に代わり「学校支援・地域貢献部会」を設置し、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進するとともに、これらの活動を円滑に実施するための調整役として、コーディネーター1名を配置した。また、本事業の趣旨や取組状況及び成果について校長会や研修会等で周知するとともに、モデル校への学校訪問指導により、運営に係る体制作りや事務処理棟について継続的な支援を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学校協力者会議の充実

全市立学校が、目標の重点化を図り、自己評価及び学校関係者評価を実施し、教育活動や学校経営の改善を図った。また、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力が促進され、学校と地域が一体となって児童生徒を育てる活動が展開されるようになった。

今後とも、保護者・地域の声を生かした教育活動を展開するなど、開かれた学校づくりを一層推進する必要がある。

2 専門家評価の実施

専門家評価委員による学校訪問を計画的に行い、学校に対して必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示した。また、中間報告を実施するなど、評価報告書の作成を計画的に実施し、次年度の学校支援に反映させることができた。さらに、専門家評価の成果を市内に広げるため、平成 20 年から平成 24 年度までの専門家評価の視点と指導内容をまとめた一覧表を作成し、校長会で説明した。今後もこうした取組を継続して実施するとともに、専門家評価終了後 3 年間の支援の充実を図る必要がある。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

コーディネーターと学校協力者会議の委員長が中心となり、学校と地域が連携を図りながら取組を進める運営・推進体制が構築され、生徒一人一人に寄り添った学習支援や地域清掃活動等を実施することで、生徒の学力や自己有用感が向上した。今後の事業拡大に向けて、学校関係者や地域住民と適切な連絡調整が行え、地域からの信頼や子どもの学力向上等への情熱があるコーディネーターの育成が必要である。

第 4 課題への対応

1 学校協力者会議の充実

学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において周知する。

2 専門家評価の実施

昨年度専門家評価を受けた、尾長小学校と三入中学校を「広島市立中学校区小・中連携教育重点校」に指定し、小中連携の取組の支援を具体的に実施するとともに、その成果を公開授業等で普及する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

平成 26 年度から、コーディネーター育成研修会を実施している。

1 学校教育に関する事務

(6) 教科書等の取扱いに関すること

ア 教科書等の取扱い

第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）等、関係法令の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

第2 平成25度における管理・執行状況

1 採択事務

各学校からの申請を、学習指導要領、教育課程実施届、シラバスに照らして審議し、適正に採択した。

2 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第32条及び第33条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届出に係る事務を行った。

また、本市独自の教育課程であるひろしま型カリキュラムに基づく副読本「言語・数理運用科」及び「小学校英語科」、平和教育プログラムに基づく副読本「ひろしま 平和ノート」、小学校社会科副読本「わたしたちの広島市」を履修対象学年の全児童生徒に配付した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 採択事務

児童生徒の実態に応じた教科用図書の選定が適正に採択されている。

2 教材の取扱いに関する事務

各学校において適切に選定及び使用がされた。

第4 課題への対応

引き続き適正な教科書採択事務に努める。

1 学校教育に関する事務
(7) 保健・衛生等に関すること

ア 学校保健の推進に関すること

(ア) 感染症等の予防や発生時の措置

第1 事務の目的・概要

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で望ましい教育環境を維持するため、学校保健安全法に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

第2 平成25年度における管理・執行状況

年度初めに「学校における感染症の予防・拡大防止」等に係る通知を行うとともに、「感染症の発生状況」、「インフルエンザによる学校等の臨時休業の目安」などを適宜、全幼稚園・学校へ通知し、感染症等の予防・拡大防止に努めた。また、感染症の種類により、発生時の対応方法等が異なるため、適切な対応方法について、学校に周知を図った。

各園・学校において、健康観察の充実を図り、集団感染の早期探知に努めた。また、学校医との連携を図り、感染症予防に取り組むとともに、児童生徒や保護者へ必要な指導や啓発を行った。教育委員会から市内各医師会へ、感染症等による臨時休業の情報を提供した。

感染症の流行状況の把握と情報共有を迅速に行うため、平成25年12月から、国立感染症研究所が運用する「学校欠席者情報収集システム」を全市立学校に導入し、医師会や健康福祉局など関係機関・部局との連携のもと、感染症の更なる早期探知と早期対応に取り組んだ。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

インフルエンザ等の集団感染については、感染症予防や発生時の対応について全幼稚園・学校へ通知を行うとともに、学校医とも連携を図った結果、迅速に対応を進めることができた。

今後とも、学校保健安全法に基づき、迅速かつ効果的に感染症の集団発生の予防に取り組む必要がある。

4

第4 課題への対応

感染症予防については、全市立学校において統一的な対応を図る必要があることから、引き続き、適切な情報提供に努める。

感染症の流行状況の把握と関係機関等との情報共有を迅速に行うため、平成25年12月に導入した「学校欠席者情報収集システム」の活用の充実を図る。

(参考) インフルエンザによる臨時休業措置

(園・校数、学級数)

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数
107	333	110	237	110	237	65	125

(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

第1 事務の目的・概要

未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図るため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動に取り組む。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 未成年者の飲酒・喫煙防止の啓発

保護者啓発用パンフレットを、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者に配布するとともに、児童生徒や一般の方を対象に「未成年者の禁酒・禁煙をテーマとした標語」の募集を行った。

2 薬物乱用防止の啓発

学校に対し、薬物乱用防止教育の徹底を図るため、通知を行うとともに、啓発資料を配布した。また、「啓発ポスターの募集」などを行った。

3 薬物乱用防止教室の開催

各学校において、学校薬剤師や警察職員等の協力を得て、「薬物乱用防止教室」を実施した。

4 防煙教室の開催

12月から2月にかけて、医師会の協力を得て、小学校7校（5・6年生を対象）、中学校1校で喫煙や受動喫煙が体に与える影響を学ぶ「防煙教室」を開催した。

5 教職員研修の実施

7月に、教職員を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る研修会を開催し、専門家による講演や小・中・高等学校からの実践報告を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

児童生徒の意識のさらなる向上に向け、喫煙・飲酒・薬物乱用防止についての学習や、啓発資料の配布等を引き続き行う必要がある。

2 薬物乱用防止教室の開催

外部講師等による「薬物乱用防止教室」について、多くの小・中・高等学校で実施することができた。今後は、児童生徒の実態に応じ内容の充実を図る必要がある。

第4 課題への対応

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

継続的に意識啓発を図る必要があることから、引き続き、学習内容の充実及び通知、資料提供に努めていく。

2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校における「薬物乱用防止教室」の内容については、外部講師と一層の連携を図り、充実に向けて取り組んでいく。また、小学校については、今後も実施校の拡大に努める。

(参考) 薬物乱用防止教室実施状況

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校 (142 校※)	101 校 (72%)	122 校 (87%)	122 校 (86%)	118 校 (83%)	126 校 (89%)
中学校 (64 校)	55 校 (86%)	54 校 (84%)	64 校 (100%)	64 校 (100%)	64 校 (100%)
高等学校 (9 校)	7 校 (78%)	8 校 (89%)	9 校 (100%)	8 校 (89%)	8 校 (89%)

※ 小学校：平成 21 年度 140 校、22 年度 141 校、23 年度以降 142 校

(ウ) AED の設置

第1 事務の目的・概要

広島市立学校は、子どもたちはもとより、多くの市民が利用する施設であることから、不慮の事態における救命率向上を図るため、AED の設置を進める。

第2 平成 25 年度における管理・執行状況

「広島市が管理する公的施設等における AED 整備ガイドライン」において、整備優先順位の高い特別支援学校、高等学校、中学校は、平成 20 年度までに設置が完了した。

平成 21 年度以降、ガイドラインにおいて次に優先順位が高い小学校に順次設置しており、平成 25 年度においては、計 61 台（60 台購入、1 台寄付）の AED を新たに設置し、全ての小学校への設置が完了した。

校種	設置済校数／全学校数	設置校割合
高等学校	8 校／8 校	100%
中学校	64 校／64 校	100%
特別支援学校	1 校／1 校	100%
小学校	142 校／142 校	100%
幼稚園	1 園／22 園	5%

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

児童生徒はもとより、地域住民の突然の心停止等の緊急事態に対応できる救急体制整備に向けて、全ての小・中・高等学校及び特別支援学校へ AED を設置できた。今後、教育委員会所管施設でガイドラインに示されている幼稚園について、AED を設置する必要がある。

また、教職員が緊急時に迅速かつ適切に AED を使用できるよう研修を充実させる必要がある。

第4 課題への対応

企業や団体からの AED の寄付の拡大に向けて、市のホームページを活用するほか、各学校を通じた地域団体への情報提供など、周知の方法を工夫する。

また、各学校に対し、AED の使用方法についての研修を、少なくとも年 1 回計画的に実施するよう周知するとともに、効果的な研修資料等の情報提供に努める。

(参考) AED の設置状況

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	7 校／140 校 (5%)	23 校／140 校 (16%)	28 校／141 校 (20%)	36 校／142 校 (25%)	81 校／142 校 (57%)	142 校／142 校 (100%)
幼稚園	0 園／27 園 (0%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／22 園 (5%)

イ 子どもの安全対策の推進に関すること

(ア) 学校事故の防止

第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

第2 平成25年度における管理・執行状況

学校保健安全法に基づき、各園・学校で学校安全計画を策定し、その計画に沿って安全教育・安全管理を行った。

各幼稚園・学校に対し、安全教育・安全管理全般について徹底を図るよう、周知するとともに、梅雨期等における防災対策やプールの安全点検等、個々の対策についても必要に応じて随時周知し、注意喚起を促した。

幼児児童生徒が、救急車等で病院へ搬送された場合や登下校中に交通事故に遭った場合などは速やかに教育委員会に報告するよう指示した。

また、事故原因や事故後の対応について、各幼稚園・学校に通知を行い、事故の再発防止に向けた安全管理の徹底を図った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

全ての幼稚園・学校において学校安全計画を策定するとともに、計画的に安全点検や幼児児童生徒への指導、職員研修を実施することができた。

教育委員会に対する報告の徹底を指導した結果、平成24年度と比較して、年間で40件増加している。今後さらに校種別・月別のデータ分析を行うなど、学校事故の発生防止に向けたより具体的な指導の徹底を図る必要がある。

第4 課題への対応

安全教育・安全管理の徹底を図るため、学校に対して引き続き、きめ細やかな指導を行うとともに、職員研修等を実施する。

これまで収集したデータ分析のもと、事故状況の傾向を把握したのち、その実例について校長会や研修会で情報提供を行い、注意喚起を促すとともに、学校事故に対する教職員一人一人の認識を深め、緊急時に的確かつ迅速に対応できる連絡体制を整備する。

(参考) 学校安全計画の策定校数・事故報告件数

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校安全計画の策定校数	241校(100%)	242校(100%)	242校(100%)	237校(100%)
事故報告件数	139件	217件	266件	306件

(イ) 通学時の事件・事故の防止

第1 事務の目的・概要

本市では、平成17年11月22日に安芸区で発生した事件を受け、市長を本部長として「広島市子どもの安全対策推進本部」を設置し、以来、「子どもの見守り活動10万人構想」をキャッチフレーズに、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」及び「子どもを守るまちづくりの推進」の6項目を柱として、全庁を挙げて子どもの安全対策に取り組んできた。

特に、通学時等に発生する犯罪から子どもを守るためには、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことが重要であり、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進している。

また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 「子どもの見守り活動10万人構想」の推進

約9万4千人の市民等が見守り活動に参加した。

(2) 「子ども安全の日」事業の実施

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

(3) 巡回用バイク等の運用

各学校に配備したバイク・電動アシスト自転車等により、巡回活動を実施した。

(4) 通学路の定期的な点検の実施

保護者、児童及び教職員等により、通学路を定期的に点検した。

(5) 通学路緊急合同点検結果の対策検討

平成24年度に実施した通学路緊急合同点検で対策未実施で検討を要する37の危険箇所のうち、25箇所の対策を実施した。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚（安全意識啓発マップづくりその他）

(1) 「安全意識啓発マップづくり」を市立小学校で行った。

(2) 「防犯教室」を市立の全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で開催した。

(3) 「防犯教室」を充実するため、教職員を対象に、不審者等からの暴力行為を防ぐための対処方法について研修を行った。

3 登下校体制の整備

児童の安全確保をより徹底するため、新1年生児童全員を対象に防犯ブザーを支給した。

4 子どもを守るまちづくりの推進（講演会の開催その他）

(1) 保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発を図るとともに、見守り活動の一層の活性化を目的として、11月に講演会を開催したほか、各地域での活動を広島市のホームページで紹介した。

(2) 「毎月22日は子ども安全の日」の幟旗や、見守り活動者が取り付けるカバン札等を配付した。

5 交通安全教育の充実

道路交通局と緊密な連携のもと、全小学校3年生及び2中学校・1高等学校（モデル校）の自転車通学生徒を対象として、実技講習及び自転車交通安全テストを実施し、自転車運転免許証・自転車通学許可証の交付を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進や、全ての小学校における通学路の安全点検、また、安全意識啓発マップづくりや防犯教室の開催等による子どもの危険回避能力の向上などについては、日常生活の中の活動や学校における取組として定着してきたが、今後も子どもの安全を確保していくためには、危機管理意識を維持していくことが重要である。

また、防犯ブザーについては、1年生児童の携帯率が85%であったのに対し、全児童では60%にとどまっている。

歩行教室や自転車教室等、関係機関の協力を得た交通安全教室の開催により、交通安全意識が醸成されてきている。今後さらに、自転車利用のマナー等を徹底する必要がある。

緊急合同点検を実施したが対策ができていない通学路 12 箇所について、引き続き検討していく必要がある。

第4 課題への対応

子どもの安全についての危機管理意識を維持していくため、引き続き、「子ども安全の日」事業を実施するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組^(※)を継続して行う。

また、防犯ブザーについては、平成 26 年度も引き続き新入学児童全員に配付し、携帯率を高めることで子どもの安全の一層の確保を図る。

自転車通学を許可している全ての中・高等学校において、自転車利用のマナーを徹底するため、自転車通学を行う生徒に対して自転車安全講習を実施し、「自転車通学許可証」を交付する。

通学路の危険箇所については、信号機の増設、歩道の新設や路側帯設置など、土地所有者、地域住民、関係機関等の調整が必要であることから、関係機関や地元関係者等の協力を得ながら対策を進めていく。

(参考) 組織的な見守り活動者数等

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
組織的な見守り活動者数	37,600 人	35,000 人	35,300 人	34,800 人	37,200 人	33,900 人
日常生活に組み込まれた見守り活動者数	49,400 人	49,400 人	51,400 人	54,800 人	54,800 人	60,200 人
通学路の年 1 回以上の点検の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
安全意識啓発マップづくり (全クラス)の実施率	67% (H20.10月時点)	64% (H21.10月時点)	98% (H23.3月時点)	100% (H24.3月時点)	99% (H25.3月時点)	100% (H26.3月時点)
全児童の防犯ブザーの携帯率	46%	45%	49%	52%	57%	60%

※ 「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組

平成 17 年 11 月 22 日の下校中に殺害された木下あいりさんが育てていたヒマワリの種を受け継ぎ、「しあわせのひまわり」と名付け、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組

(ウ) 災害時の安全確保

第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理について学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

第2 平成25年度における管理・執行状況

平成25年8月、全幼稚園・学校の教職員を対象として、兵庫県教委学校支援チーム（EARTH）のメンバーを講師として招へいし、子どもの安全に係る研修会を開催した。

広島市域に特別警報が発せられた場合の市立学校での休校や児童生徒の引渡し等の対応について統一したマニュアルを作成し、1月に全市立学校に通知した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

広島市においても、東日本大震災に見られるような大規模災害が想定されることから、児童生徒自身が自分の身の安全を確保するため、判断力及び行動力を確実に身に付けさせる必要がある。各学校の防災マニュアルを、より実効性のある内容とする必要がある。

第4 課題への対応

各学校で、教育委員会が作成した学校防災マニュアルに基づき、各教科や特別活動等の授業の中に防災に関する学習内容を取り入れたり、災害時を想定した実践的な避難訓練を計画的に行ったりするなど防災教育の充実を図るとともに、職員研修等を通じて防災管理を徹底し、災害時における被害の減少につなげる。

見直しを行った各学校の防災マニュアルに基づき、様々な状況における、より具体的な場面を想定した避難訓練を行うなかで課題等を検証し、マニュアルの見直しを検討する。

(参考) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定校数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
240校 (100%)	240校 (100%)	241校 (100%)	242校 (100%)	242校 (100%)	237校 (100%)

ウ 安全でおいしい給食の推進

第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 食物アレルギー対応の充実

平成24年度に全ての自校調理場(120施設)及び学校給食センター(6施設)で、乳・卵・エビ・カニの4品目を除去する「1料理1除去食」^(※)による食物アレルギー対応の体制が整ったため、アレルギー除去食対応マニュアルの研修会を実施し、更なる意識統一を図った。

2 衛生管理の強化

学校給食関係職員に対し、夏季研修等を通じて、ノロウイルス食中毒防止・その他衛生管理のポイントについて周知するとともに、ノロウイルス流行時期にはリーフレット等を配布し、更なる衛生管理の徹底を図った。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用（雑菌等の発生を抑制するため、作業などの工夫により床を乾燥させた状態で調理を行う方法）の推進のため、平成24年度以降、調理器具の適切な活用方法や作業動線の工夫などについての研修会を実施した。

また、平成25年度末までに全ての調理場にエアコン又はスポットクーラーを整備した。

4 給食用食器の改善

(1) 給食用食器は、従来からステンレス製であり、汁物を入れると熱くて素手で持ちにくい、見た目が悪いなどの課題があったため、平成24年度から特に薄手の食器を使用している五日市地区の学校給食センターから順次、合成樹脂製に変更している。

(2) 中学校のデリバリー給食のランチボックスは、蓋を閉めると残食の確認ができず、指導がしにくいという課題があったため、平成24年度から順次、蓋が半透明のランチボックスに変更している。

5 学校給食センターの運営

学校給食センターを次のとおり運営している。

(平成26年5月1日時点)

所在地	建築年次	経過年数	提供校数	児童・生徒数	備考
可部地区（安佐北区）	昭和49年4月	40年	9校	3,662人	平成17年から民間調理委託(同年改修済)
阿戸地区（安芸区）	昭和48年3月	41年	2校	164人	
五日市北地区（佐伯区）	昭和50年1月	39年	12校	4,575人	
五日市中央地区（佐伯区）	昭和40年4月	49年	6校	3,831人	
五日市南地区（佐伯区）	昭和59年9月	29年	4校	2,524人	
湯来地区（佐伯区）	昭和41年9月	47年	5校	284人	
計			38校	15,040人	

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応については、自校調理場及び学校給食センターの全てで食物アレルギー対応（調理除去）を実施する体制を整備することができた。引き続き、除去食の調理等について栄養教諭・調理員等に対する指導の充実を図る必要がある。

また、給食時の誤食等を防ぐため、適切なアレルギー対応について、教職員のより一層の理解を深める必要がある。

2 衛生管理の強化

平成26年1月24日、中学校10校において、デリバリー給食を原因とするノロウイルスによる食中毒が発生し、生徒・教職員を合わせて301名が発症した。

このことを受け、中学校給食調理委託業者及び学校給食用物資の納入業者・配送業者に対して、配送員の手洗い、清潔な作業衣着用などの徹底を通知し、講習会を実施したほか、市学校給食会に対し「学校給食用物資の配送員に対する衛生指導について」を通知し、すべての登録業者における給食物資配送時の衛生管理について、周知徹底した。

また、厚生労働省からの平成26年2月24日付け通知（食安監発0224第2号）「ノロウイルスによる食中毒の発生予防について」を受け、調理従事者に不顕性感染者がいることを前提とし、①適切な手洗い（方法やタイミング）、②手袋の適切な交換、③塩素系消毒剤等を用いた消毒、④調理従事者の健康管理、⑤作業着等の衛生的な管理について再点検を行い、更なるノロウイルス食中毒防止の徹底が図られるよう、全ての学校給食調理場に指導を行った。

これらの内容について、引き続き、定期的な指導を継続する必要がある。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用が効果的に行われるよう、必要な調理器具の計画的な整備にあわせて、それらの器具の適切な活用方法等も引き続き十分に周知していく必要がある。

4 給食用食器の改善

五日市地区の3つの学校給食センター（受配校：小学校15校、中学校7校）のうち、平成24年度の五日市南地区学校給食センター（受配校：小学校3校、中学校1校）に引き続き、平成25年度は五日市中央地区学校給食センター（受配校：小学校4校、中学校2校）の食器を変更した。

また、デリバリー給食実施校43校中10校のランチボックスを更新している。引き続き、計画的に変更していく。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

五日市地区学校給食センター施設の老朽化が進み、ボイラーや給排水設備の故障が相次いでいるため老朽化への対応について検討が必要である。

第4 課題への対応

1 食物アレルギー対応の充実

今後も継続して適切な対応ができるよう、栄養教諭・調理員等に対し、調理除去に係る研修会等を実施するとともに、教職員に対し給食時の適切なアレルギー対応について周知・徹底を図る。

2 衛生管理の強化

全ての学校給食調理場に対し、ノロウイルス食中毒の予防対策及び危機管理対応について、更なる周知徹底を図るとともに、中学校給食調理委託業者に対しては、調理業務の抜き打ち検査を

実施し、衛生管理マニュアルに基づく食品の取扱い等の周知徹底を図る。

また、納入業者・配送業者へは、国が示す「学校給食衛生管理基準」の遵守、各種マニュアルの周知徹底を図り、今後も定期的に衛生管理を行う。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用をより効果的に進めるために、調理器具の整備にあわせて、器具の適切な活用方法や作業動線の工夫などについて、栄養教諭・調理員等を対象とする研修会を実施する。

4 給食用食器の改善

今後も計画的に食器及びランチボックスの変更を進める。

平成 26 年度には、新たに五日市北地区学校給食センター（受配校：小学校 8 校、中学校 4 校）の食器の変更、中学校 6 校のランチボックスの変更を予定している。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

学校給食センター施設のトラブルによる調理不能が発生した場合、安定した学校給食の提供が困難なことから、早急に、施設の老朽化対策について検討を進めていく。

（参考）自校調理及び学校給食センターの食物アレルギー対応（調理除去）実施数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自校調理 （平成 22 年度 122 校 平成 23 年度～ 123 校）	119 施設 122 校	120 施設 123 校	120 施設 123 校	120 施設 123 校
学校給食センター （センター 6 施設 受配校 38 校）	4 施設 20 校	4 施設 20 校	6 施設 38 校	6 施設 38 校

※ 「1 料理 1 除去食」…1 つの料理につき食物アレルギー対応除去食を 1 種類調理すること。

A 君は卵のみ、B 君はエビのみ、C 君はカニのみにアレルギーがある場合、3 つとも除いた 1 種類のおかずを作り、3 人に提供する。

エ 食育の推進

第1 事務の目的・概要

食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が急務の課題となっている。

広島市では、現在、「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「第2次広島市食育推進計画」（計画期間：平成23～27年度）及び学校指導要領（平成21年度改訂）に基づき、「学校における食育の推進」に取り組んでいる。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 教職員研修等の実施

小中学校の栄養教諭・学校栄養職員を対象とした研修を1回実施したほか、食育推進担当者を対象とした研修を給食提供方式別（自校、センター、デリバリー）に各1回、教務主任を対象とした研修を1回実施した。

また、児童生徒の「望ましい食習慣の形成」に向けた指導資料、保護者啓発資料を作成し、小・中学校等に情報提供した。

2 給食献立の充実

本市では、給食提供方式別に「統一献立」を実施しており、学校給食を食育の生きた教材として活用するため、毎月19日に「食育の日（わ食の日）の献立」を実施したほか、「地場産物の日」や「郷土食の日」「行事食の日」等の特色ある献立を実施した。

また、自校給食の学校では、年間数回、学校が独自に献立を作成する「独自献立」を実施し、地域の食材を使った献立、児童生徒が考えた献立などを提供している。（平成25年度：64校延べ154回）

3 地場産物の活用促進

第2次広島市食育推進計画の評価指標の一つである「学校給食における地場産物の使用割合30%以上（品目ベース）」の達成に向け、「地場産物の日」を毎月4回実施した。

また、地場産物の安定供給・安定確保に向けて、生産者・市場関係者・関係部局等を構成員とする「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」を設置した。

4 残食の減少に向けた取組

子どもたちの「生涯にわたっての健康づくり」、「知育・徳育・体育の基礎づくり」に向けた「食の自己管理能力」を育成するため、平成23年度から平成25年度までの3年計画で取り組んだ。

また、校種及び給食提供方式別に、「残食率の低い学校」や「残食率の減少幅が大きい学校」の表彰と、「残食の減少に向けて優れた取組を実践した学校」の表彰を行うとともに、効果的な実践事例等について、小中学校等に情報提供した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 教職員研修は、各給食提供方式特有の課題に対応した研修を実施することができた。今後は、各学校の実情にあわせ、研修の内容や方法等をさらに工夫し、食に関する指導の充実を図る必要がある。

- 2 「地場産物の日」や「郷土食」等の特色ある献立を実施するなど、今後もこの取組を継続していく必要がある。
- 3 「地場産物の日」は毎月4回実施し、地場産物の活用割合は平成24年度の22.6%から24.6%に増加した。さらに、活用割合をあげるためには、地場産物の更なる供給量の増加が必要不可欠であり、また、供給時期・供給量をふまえて献立作成を行う必要がある。
- 4 平成25年度の平均残食率は、取組を開始する前（平成22年度）と比べ概ね減少している。
残食率の減少や食に関する指導の一層の充実に向けて、引き続き小・中学校への情報提供や支援に努める。

第4 課題への対応

- 1 食育に係る各学校の取組が一層推進されるよう、教職員研修の充実を図るとともに、残食の減少に向けた取組をはじめ、効果的な実践事例、教材等を積極的に紹介・情報提供する。
- 2 今後も献立の工夫に努め、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進する。
また、各学校の特色や地域性を生かした独自献立の取組を促進するため、献立や食材、食材の生産者等についての情報提供に努める。
- 3 地場産物の活用割合を上げるために、引き続き「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」において生産者・市場関係者・関係部局等との情報共有を図り、地場産物の一層の調達に努めるとともに、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う。

(参考1) 地場産物の活用割合

(%)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度 (目標値)
活用割合	23.9	24.0	27.0	25.9	22.6	24.6	30.0

(参考2) 残食率

(%)

区 分	小 学 校			中 学 校			
		自校	センター		自校	センター	デリバリー
平成22年度	3.0	2.5	5.5	(13.9)	6.2	9.9	(19.9)※
平成23年度	2.4	2.0	4.2	15.1	4.1	8.6	23.3
平成24年度	2.2	2.0	3.3	15.3	3.7	7.8	24.1
平成25年度	<u>2.1</u>	<u>1.9</u>	<u>3.3</u>	<u>15.4</u>	<u>3.4</u>	<u>8.5</u>	24.1

※デリバリー給食については、平成23年度以降、残食量の計測方法を変更しているため、平成22年度の残食率は参考値として掲載している。

1 学校教育に関する事務

(8) 私立学校の振興に関すること

ア 私学助成

第1 事務の目的・概要

私学助成は、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上や経済的負担の軽減を図ることで、私立学校の振興に資することを目的として行っており、本市は、国・県が行う助成を補完する立場から、私立学校における教材教具整備費や教職員研修費等について助成している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 私立幼稚園に対する助成

市内の私立幼稚園 91 園を対象として、教材教具整備費、教職員研修費及び私立幼稚園施設整備資金借入金利子並びに就園奨励費の交付にかかる事務費について助成した（助成額 4,559 万 9 千円）。

2 私立中学校に対する助成

市内の私立中学校 11 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成した（助成額 161 万 6 千円）。

3 私立高等学校に対する助成

市域の私立高等学校 22 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成した（助成額 4,709 万 3 千円）ほか、「私立高等学校部活動パワーアップ事業」として、指導者招へい費用や指導教育研修費等について助成した（助成額 592 万 7 千円）。

4 外国人学校に対する助成

広島インターナショナルスクールを対象として、教職員研修費について助成した（助成額 46 万円）。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

私学助成については、関係団体等から、予算の増額や補助制度の改善等、助成内容の充実の要望が出されている。

第4 課題への対応

私学助成の充実については、国・県が行う助成を補完する立場から、引き続き、国・県に対し要望していくとともに、本市としても助成について可能な限り予算の確保に努める。

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の健全育成等に関すること

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行っている。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備している。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、留守家庭子ども会事業実施のための専用室を設けている。

2 放課後プレイスクール事業の実施

児童館未整備学区において、放課後の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施している。

3 留守家庭子ども会事業の実施

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館を整備している学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、留守家庭子ども会事業を実施している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

平成26年度の開館に向けて、大河児童館及び伴南児童館の新築工事を行うとともに、平成27年度の開館に向けて、大芝児童館の実施設計等を行った。

2 放課後プレイスクール事業の実施

平成25年度は、14か所で実施した。

3 留守家庭子ども会事業の実施

入会希望者の増加に対応するため、小学校の余裕教室や小学校敷地内に設置したプレハブ施設を活用して7クラス増設し、170クラスで実施した。

(参考) 児童館の整備館数等の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童館の整備館数	105 館	106 館	107 館	108 館	110 館
放課後プレイスクール事業の実施小学校数	10 校	12 校	14 校	15 校	14 校
留守家庭子ども会事業の実施クラス数	152 クラス	156 クラス	159 クラス	163 クラス	170 クラス

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 児童館の整備

大河児童館及び伴南児童館の整備着手により整備数が141小学校区中110学区(整備率78.0%)となったが、現在の3年に4館の整備ペースでは、整備完了までにかかなりの年数がかかること、また、留守家庭子ども会事業の見直しに伴う、老朽化したプレハブ施設等の改善、大規模・過密クラスの解消を図るためには、児童館を早期に整備する必要がある。

昭和56年の新耐震基準以前に建設された児童館については耐震診断を実施し、耐震対策が必要な児童館等は、耐震補強工事を実施する必要がある。

2 放課後プレイスクール事業の実施

放課後プレイスクール事業の実施主体となる地域団体等へ働きかけを行ったが、新規実施か所数を増加させることができなかった。

3 留守家庭子ども会事業の実施

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度(予定)から、受入対象児童が小学校6年生まで拡大されるとともに、事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることが義務付けられることとなったことを契機に、これまで問題となっていた、老朽化した施設の改善、大規模・過密クラスの解消、多様な就労形態に対応する入会基準の見直し、保護者負担としていた空調設備の維持費の負担の見直し、職員体制の強化などの課題の解消に本格的に取り組み、提供体制を整備し、良質なサービスを提供するためには、福祉サービス事業として再構築する必要がある。

今後、福祉サービスとして、留守家庭子ども会事業を、持続的かつ確実に実施するためには、利用している者と利用していない者との公平性や、他の福祉サービスにおける応分の負担の状況を考慮しながら、サービスの向上に見合う負担を保護者に求める必要がある。

第4 課題への対応

1 児童館の整備

児童館の整備スケジュールの前倒しについて検討を行う。

昭和56年の新耐震基準以前に建設された児童館を対象に、今年度から3年間で耐震診断を実施し、耐震対策が必要な児童館等については、平成30年度までに耐震補強工事を実施する。

2 放課後プレイスクール事業の実施

引き続き、地域・学校と連携を図りながら、地域の状況に応じた事業実施についても検討し、新規実施か所の拡大を進める。

3 留守家庭子ども会事業の実施

提供体制の確保、課題の具体的な解消策とその実施時期等についての対応案を検討する。

学校施設等の活用によるクラスの増設が困難な学区については、平成26年度から、民間事業者への補助制度を創設し、民間の放課後児童クラブを活用して対応する。

イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

第1 事務の目的・概要

警察や地域団体、保護者と連携し暴走族問題の解決や非行防止に取り組むことにより、非行少年等の暴走族への加入防止と離脱促進及び自立支援を図るとともに、市民生活の安全と安心を確保することを目的に、以下の取組を行っている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 暴走族・少年非行防止相談センター運営

(1) 相談指導事務

電話相談、面接相談等により、暴走族等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

(2) ネットパトロールの実施

ネット上のいじめ等の早期発見、早期対応の強化を図るため、新たにネットパトロールを実施し、児童生徒によるインターネットの掲示板サイト等への書き込みを監視し、必要に応じて学校・警察等関係機関への情報提供、対応依頼やサイト管理者への削除依頼を行った。

2 非行防止活動推進事業

(1) 非行防止啓発活動

ア 青少年の健全育成や地域の安全・安心に関する行事等に参加し、非行防止や非行からの立ち直りのためのチラシ配布等の啓発活動を、非行少年対策活動ボランティアを活用して14回行った。

イ 学校、地域を対象に、非行を経験した者の体験発表を軸として、少年の自立や非行からの立ち直りをテーマとする「非行少年問題学習会」を6回、延べ500人に対して行った。

ウ 少年の非行問題に見識の高い講師を招いて、非行問題を様々な角度から考えていく「少年非行対策セミナー」を6回、1,032人に対して行った。

(2) まちぐるみ非行防止・連携促進活動

地域、学校、警察、行政が密接に連携し、声かけ活動や青少年健全育成関係者研修会等、地域の特性や区の実情に応じた非行防止に関する取組を推進した。

(3) 非行防止地域巡回事業

各地域を巡回している青少年指導員と連携し、問題行為少年の早期発見及び早期指導のため、年間約1,800人の青少年に対し街頭補導活動を行うとともに、環境浄化活動等を実施した。

3 非行防止自立支援事業

(1) 居場所づくり支援

暴走族の加入防止や非行少年等の立ち直りを図るため、ソフトボール等の活動団体に対し、活動費を助成し、少年たちの居場所づくり活動を支援した。

(2) 就労・就学サポート

非行少年の立ち直りを図るため、就労や学習に関する助言や指導を実施した。

4 非行少年対策関係機関連携事業

学校、警察、施設、関係機関と非行少年対策関係機関連絡会議を16回開催することにより、実態を把握するとともに各機関の役割について確認し、緊密に連携を図った。

5 い集・集会対策

毎週末及び各地区の祭礼時等において、い集している少年への声かけ活動を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

ネットパトロールについては、個人を誹謗中傷したブログを発見し、生徒指導課へ情報提供を行い、迅速に解決を図った事案などがあり、ネット上のいじめ等の早期発見、早期対応を行った。

しかし、児童生徒の書き込みは休日、夜間や深夜に行われることが多く、職員による実施体制ではリアルタイムな問題発見が難しいことや、パトロールに関する専門的な検索技術が十分でないため、サイトの閲覧領域が限られていることが課題である。

街頭パトロール、声かけ活動及び県警による取締り強化等、関係機関が連携した官民一体となった総合的な取組により、広島市域を活動拠点とする暴走族は、平成11年の27グループ272人をピークに激減し、平成23年末にはゼロになった。しかし、平成25年末には暴走族1グループ4人が組織されており、暴走族に発展するおそれがある非行少年グループ等とともに予断を許さない状況があるため、県警と連携し、対応する必要がある。

(参考) 暴走族のグループ数・構成員数 (広島市域における数値)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
暴走族のグループ数	5グループ	3グループ	0グループ	1グループ	1グループ
暴走族構成員数	19人	14人	0人	5人	4人

第4 課題への対応

ネットパトロールについては、検索技術が高く、サイト閲覧領域の広い専門業者によるネットパトロールを、平成26年6月1日から導入し、職員によるパトロール体制との併用により、監視の強化を図っているところである。

暴走族1グループについては、警察、学校、地域の関係機関などと連携し、解散に向けた対応を強化する必要がある。また、悪質化が進み動向把握が困難になっている非行少年グループ等への確に対応していくためには、非行少年グループ等の活動が目につける地域、家庭、学校からできるだけ幅広く地域情報を入手し、早期発見、早期指導等が実施できる取組が必要である。

このため、各地区の青少年指導員と協力し、い集状況等の地域情報の収集に努めるとともに、共同して街頭補導活動等を実施する。

ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進

第1 事務の目的・概要

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例の基本方針に基づき、電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを推進することを目的に、事業を実施している。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 ノー電子メディアデー推進事業の実施

家庭において電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園、幼稚園、小学校及び中学校と連携して「ノー電子メディアデー推進事業」を実施し、17,435人の参加を得た。

2 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

青少年と携帯電話との健全な関係づくりの推進に協力することを宣言する販売店に「登録証」及び「ステッカー」を交付する「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店」制度を、平成25年8月1日に施行し、131店舗の登録を得た。

3 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

地域で青少年と電子メディアに関する啓発活動を行うための電子メディア・インストラクター養成講座を平成26年1月に開催し、27人の参加を得た。

電子メディアに関する講習会を保護者、地域住民及び児童・生徒を対象に開催し、延べ13,208人の参加を得た。

(参考) 事業参加人数等の推移 (人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ノー電子メディアデー推進事業の参加人数	20,119	18,034	17,435
電子メディアに関する講習会の参加人数	9,092	5,885	13,208
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	14	34	27

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 ノー電子メディアデー推進事業の実施

参加者に対するアンケート調査によると、81.9%が参加してよかったと回答しており、一定の効果を上げていると考えられる。

2 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

市内全ての携帯電話事業者の登録があった。今後も家電量販店等を中心に登録店の拡大に努める必要がある。

3 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、インストラクターに認定した者の数は少しずつ増加しているものの、講習会の講師として実際に活動できる者はまだ少ない。

電子メディアに関する講習会の開催については、平成 24 年度と比較して 7,323 人参加者が増加した。

第 4 課題への対応

青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施については、未登録となっている家電量販店などに対して積極的な申し込みを促し、登録店の拡大に努める。

電子メディア・インストラクターの養成については、講習会の講師として活躍できる人材を増やすために、研修の充実や教材の開発を図る。

エ 青少年総合相談センターにおける支援

第1 事務の目的・概要

青少年をめぐる環境の悪化、不登校、ひきこもり、ニート等の深刻化等、青少年問題が複雑・多様化する中で、青少年に係るあらゆる問題の解決支援のために専門的立場から総合的に相談等を行っている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

青少年教育相談員、臨床心理士及び精神科医が、友達関係・不登校等の問題の解決を支援するため、年間約2,500件の面接及び電話相談を実施した。特に、いじめに関する相談については、夜間休日に専門の相談員を配置し、24時間体制で電話相談を実施した。

(参考) 青少年相談の主な相談件数の推移 (件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
友達関係	868	999	756	573	379
不登校	953	796	620	673	467
子育て	446	259	452	462	385
その他*	1,405	1,379	1,406	1,543	1,280
計	3,672	3,433	3,234	3,251	2,511

※進路、神経症的問題、いじめ、反抗・乱暴など。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

学校等関係機関と連携を図り相談を実施することによって問題解決に向けた支援ができた。

ひとり親家庭の増加や生活スタイルの変化、教育制度の変更等もあり、相談内容が年々複雑多様化し、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えていることから、個々の事案に応じ、さらに効果的な支援につながる相談の充実を図っていく必要がある。

第4 課題への対応

引き続き、学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、より効果的な支援に資するため、民間を含めた新たな連携先の情報収集・開拓に努めるほか、きめ細かい支援の充実を図るため、より適切な支援方法を検討する。

オ 地域団体等の活動の支援

第1 事務の目的・概要

本市の社会教育の一層の振興・発展に資することなどを目的に、各種団体等が行う公益性の高い事業に対して、補助金の交付による支援を行っている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

各種団体等が実施する以下の事業に対し、総額で約3,380万円の事業補助を実施した。

広島市PTA協議会については、小・中学校単位PTA相互の連携を図り、研修を通してPTA活動の活性化、家庭教育及び社会教育の振興を図ること等を目的とした事業のうち、委員会活動や広報紙発行等の事業に対して補助を行った。

広島市子ども会連合会については、異年齢集団の中で子ども達に豊かで多彩な体験の機会を与えたり、交流活動を推進することにより、地域における青少年の健全育成を図ることを目的とした事業のうち、球技大会の開催や指定都市子ども会ジュニアリーダー大会研修生派遣等の事業に対して補助を行った。

地区青少年健全育成連絡協議会については、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とした、あいさつ・声かけ運動や「こども110番の家」の推進等の事業に対して補助を行った。

その他、広島市区子ども会連合会、学区子ども会育成協議会、ボーイスカウト広島市域連絡協議会、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、広島市青年連合会、特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSS、広島市地区保護司会連絡協議会、更生保護法人ウィズ広島、広島市地区更生保護女性会連絡協議会及び地域活動連絡協議会については、青少年の健全育成に資する事業に対して補助を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

各種団体等が実施する事業に対し適正に事業補助を行い、団体の活動を支援した。

第4 課題への対応

今後も各種団体等が実施する事業に対し継続して事業補助を行い、団体の活動を支援する。

カ 青少年教育施設の管理運営等

第1 事務の目的・概要

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 青少年センターの管理運営

青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行っている。

(2) 少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの管理運営

自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行っている。

(3) 国際青年会館の管理運営

青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質向上を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行っている。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに青少年を対象に様々な事業を行うための経費を補助している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 青少年教育施設の管理運営

青少年教育施設において、指定管理者に施設の管理運営を行わせるとともに、各施設において施設の特性を生かした主催事業を実施した。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

青少年野外活動センターは(公財)広島市文化財団所有の施設で、自然体験活動や集団宿泊訓練の場として利用されており、本市の青少年教育施設として必要不可欠であるため、その管理運営や主催事業を行うための経費を補助した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 青少年教育施設の管理運営

広報の充実に努めたことに加え、施設の特性を生かした主催事業を実施した結果、目標利用者数を上回る利用があった。また、各施設の主催事業においてアンケートを実施するとともに、意見箱等を設置することにより、利用者ニーズを踏まえた事業・管理運営ができた。今後とも各施設の目標利用者数を達成するために、利用者ニーズを踏まえた管理運営に努める必要がある。

各施設において適切な維持補修を行ったが、いずれの施設も築30年以上が経過しているため、引き続き、施設の老朽化への対応を適切に行う必要がある。

青少年センターについては築年数が48年を経過しており、適切な修繕を行うとともに建て替えを検討する必要がある。

(参考) 利用者数

(人)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
青少年センター	目標	219,600	219,600	219,600	219,600
	実績	246,957	238,576	276,890	237,768
似島臨海少年 自然の家	目標	46,100	46,150	46,200	46,250
	実績	47,663	47,189	47,983	46,528
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	目標	96,850	96,900	96,950	97,000
	実績	109,845	113,859	117,843	117,915
国際青年会館	目標	20,600	20,600	20,600	20,600
	実績	22,321	17,780	22,025	22,140

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

築 40 年が経過しており、野外活動センター利用者が退所時に提出する「チェックシート」では、施設面での整備を求める声が寄せられていることから、利用者の満足度向上のために施設の維持管理及び施設の老朽化への対応を適切に行う必要がある。

(参考) 利用者数

(人)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
青少年野外活動センター	実績	69,468	68,153	60,561	63,310

第 4 課題への対応

1 青少年教育施設の管理運営

平成 26 年度においても、各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターについては、中央公園周辺の各種公共施設の見直し等の動向を踏まえつつ、今後の建て替えに向け、青少年のニーズ把握等も行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、引き続き運営補助を行い、必要に応じて適切に修繕等を行う。

キ ひきこもりがちな青少年への支援

第1 事務の目的・概要

ひきこもりがちな青少年（高校生相当年齢以上概ね 30 歳程度まで）の自立を促進することを目的に、就労体験やボランティア体験等の社会体験活動への参加の機会を提供している。

第2 平成 25 年度における管理・執行状況

1 青年長期社会体験活動の提供・支援

特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSS に委託して実施した。参加者は公募したひきこもりがちな青少年 10 名であり、連携先の小規模作業所や福祉施設等の受入施設において、社会体験活動を実施した。

2 研修等の実施

参加者を対象に、事前に活動場所や活動内容について説明するとともに、対人関係トレーニング等を実施した。また、スタッフ及びボランティアスタッフを対象に、事前にひきこもりについての理解と支援の在り方、参加者への具体的な支援方法等についての研修を実施した。

3 活動報告書の作成・配布

活動報告書を作成し、ひきこもりがちな青少年の支援や相談を実施している関係の学校、団体及び機関等に送付した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

ひきこもりがちな青少年に対し、一人当たり 20 回の社会体験活動の提供等の支援を行った結果、参加者の多くに前向きな改善が認められた。

課題としては、活動終了後に参加者に合った就職や進学等につなぐことが難しいことがあげられる。

(参考) 社会体験活動等への参加状況とその結果

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加者数	10 人	10 人	10 人
1 人当たりの平均参加回数	18.6 回	19.8 回	18.5 回
前向きな変化が認められた参加者数	9 人	10 人	9 人

第4 課題への対応

参加者の状態に応じたきめ細かい支援とより質の高い体験活動ができるよう受入施設等との連携を一層密にするとともに、活動終了後においても、引き続き、自立に向けた支援が継続できるよう委託先等との連携・調整を図る。

ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業

第1 事務の目的・概要

1 青少年国際平和未来会議

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換しあうことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることを目的に、平成17年度から実施している。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市と韓国大邱広域市の青少年が、生活を共にしながら交流を行うことにより、本市と大邱広域市の青少年の相互の友情を深めるとともに次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることを目的に、平成14年度から実施している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 青少年国際平和未来会議

姉妹・友好都市等6ヵ国7都市から48名の青少年・指導者が本市に集い、平和記念式典参列、語り部の話を聞く会、青少年の平和貢献についてのディスカッション等を行い、ヒロシマアピールを採択した。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市から青少年・指導者25名を大邱広域市に派遣し、文化施設訪問、文化体験、平和パレード参加、ホームステイ等を通じて交流を深めた。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 青少年国際平和未来会議

姉妹・友好都市等や本市の青少年が友情と相互理解を深め、青少年の平和貢献活動についてのディスカッション等を通して世界平和への意識を高めることができた。

参加者は本事業終了時に未来会議議長からヒロシマ平和未来大使として委嘱され、事業参加後も各都市で平和貢献活動を継続することとなっているが、都市によって事後活動に差が見られる。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

両都市の青少年が様々な交流活動を行うことにより友情と理解を深め、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることができた。

参加者の中には、事業参加後も個人レベルで交流を続ける者や、継続して交流事業に参加する者もいるが、この事業での経験がさらに活かされるような方策を練っていく必要がある。

第4 課題への対応

青少年国際平和未来会議については、帰国後の活動の情報を収集し、共有しながら、全ての参加都市が事後活動を活発に展開していくことができるように、ネットワークの構築を図っていく。

広島市・大邱広域市青少年交流事業については、参加者に対して他の国際交流事業の情報を提供するなどして、発展的な事後活動を促進していく。

3 その他の主な事務

(1) 調査統計及び広報に関すること

ア 調査統計

第1 事務の目的・概要

1 学校基本調査

統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査であり、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）及び私立学校（幼稚園、小学校、専修学校、各種学校）を対象に、毎年5月1日時点の学校数、在学者数、教職員数、卒業後の進路状況等について調査を行っている。

2 地方教育費調査

統計法に定める一般統計調査であり、学校教育及び教育行政等のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）を対象に、直近の会計年度の支出項目別・財源別教育費等について調査を行っている。

3 公立学校基本数報告

国公立学校に関する基本的事項及び国公立学校で前年度末に中学校、高等学校及び特別支援学校を卒業した者の進路について、その状況を把握し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、広島県が毎年実施している。

本市では、前記1の学校基本調査とあわせて調査を行っている。

第2 平成25年度における管理・執行状況

1 学校基本調査

本市では、4月から5月にかけて調査を行い、5月に広島県を通じて文部科学省に報告した。その結果について同省が平成25年8月に速報値を、同年12月に確定値を公表した。

2 地方教育費調査

本市では、6月から8月にかけて調査を行い、9月に広島県を通じて文部科学省に報告した。その結果について同省が平成26年12月頃に公表する予定である。

3 公立学校基本数報告

本市では、前記1の学校基本調査とあわせて調査を行い、5月に広島県に報告した。その結果について同県が平成25年8月に速報値を、同年9月に確定値を公表した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

本市では、それぞれの調査について、文部科学省又は広島県の依頼に基づき、期限内に報告を行った。

第1 事務の目的・概要

- 1 教育委員会のホームページ（市のホームページ。http://www.city.hiroshima.lg.jp/）では、本市教育における施策、取組及び統計情報等を16項目（①お知らせ・募集、②教育行政の概要、③教育に関する計画等、④学校案内、⑤学校教育の推進、⑥特別支援教育、⑦就園・就学の援助、⑧学校経営・支援、教職員、⑨活力ある青少年の育成、⑩相談・手続、⑪広報、情報公開、⑫資料・統計、⑬教育センター、⑭リンク、⑮よくある質問と回答、⑯学校の取組）に分類して掲載した。
- 2 教育委員会では、各学校が容易にホームページの作成・更新ができるシステムを整備しており、各学校において、学校の概要や学校経営計画等について掲載している。

第2 平成25年度における管理・執行状況

- 1 教育委員会においては、ホームページに新着の情報をトピックスとして掲載するとともに、広島市教育振興計画や学校案内、ひろしま型カリキュラム等の本市教育に関する取組、「園児・児童・生徒数」（学校基本調査集計データ）「教育委員会議」の日程のお知らせ及び会議録、「教職員採用試験」の日程や志願者状況等の本市教育に関する調査結果、募集情報を掲載した。
また、各学校のホームページの作成・更新に対しては、ヘルプデスクを設置して相談に応じた。
- 2 学校においては、それぞれでホームページの更新を行うとともに、「学校だより」や「学年だより」等を作成して配布した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

教育委員会のホームページについては、ジャンルの整理が不十分であり、コンテンツによっては、掲載箇所が閲覧者にとって分かりづらい状態となっている。

第4 課題への対応

教育委員会のホームページのジャンル及びコンテンツ掲載箇所を見直し、より分かりやすいホームページとする。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成25年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	平成25年 4月16日	人 6	人 4	1 通学路の安全対策について（報告） 2 平成24年度専門家評価（専門家による第三者評価）の実施について（報告） 3 訴訟について（報告） 4 広島市文化財審議会委員の委嘱について（代決報告第13号）
2	5月14日	6	1	1 平成25年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 学力向上推進評価委員会の提言について（報告） 3 広島市立中等教育学校学則の制定について（議案第21号） 4 広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の制定について（議案第22号） 5 広島市教育委員会指定管理者指定審議会委員の任命等について（議案第23号）
3	6月12日	6	2	1 広島市立学校児童生徒教等(平成25年5月1日現在)について（報告） 2 平成25年度ゆかたできん祭における暴走族等の状況について（報告） 3 広島市公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第14号） 4 平成26年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校の入学者選抜の基本方針について (1) 平成26年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針（議案第24号） (2) 平成26年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針（議案第25号） (3) 平成26年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第26号） 5 平成26年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第27号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
4	7月23日	6	2	1 平成25年度専門家評価（専門家による第三者評価）について（報告） 2 職員の給与の臨時特例に関する条例の制定議案に対する意見の申出について（代決報告第15号） 3 広島市立学校通学区域審議会規則の一部改正について（議案第28号） 4 広島市教育委員会指定管理者指定審議会委員の任命について（議案第29号）
5	8月28日	5	5	1 平成24年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告） 2 平成26年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 3 平成26年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第30号） 4 広島市立広島中等教育学校用教科用図書の採択に係る基本方針について（代決報告第16号） 5 広島市立広島中等教育学校用教科用図書の採択について（議案第31号） 6 平成26年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校用（特別支援学級）教科用図書の採択について（議案第32号） 7 平成25年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第33号）
6	9月26日	6	3	1 平成25年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 2 委員長選挙について（その他） 3 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第34号）
7	10月22日	6	2	1 平成26年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 2 平成26年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案第35号） 3 教職員の人事について（議案第36号～第38号）
8	11月19日	6	2	1 平成25年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 2 広島市教育委員会規則の一部改正について（議案第39号～第43号） 3 公の施設の指定管理者の指定議案及び平成25年度12月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第17号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				4 訴訟について（報告） 5 教職員の人事について（議案第 44 号）
9	12 月 25 日	6	2	1 平成 26 年広島市成人祭の開催について（報告） 2 平成 25 年度「えべっさん」における暴走族等の状況について（報告） 3 学校欠席者情報収集システムの導入について（報告） 4 教職員の人事について（代決報告第 18 号） 5 広島市立古市幼稚園及び同口田幼稚園の廃止について（議案第 45 号） 6 教職員の人事について（議案第 46 号）
10	平成 26 年 1 月 17 日	6	0	1 平成 26 年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 平成 25 年度文化の祭典の開催結果について（報告） 3 平成 25 年度広島グッドチャレンジ賞表彰式の開催結果について（報告）
11	2 月 7 日	6	5	1 広島市立中学校における集団食中毒の発生について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 25 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 1 号） (2) 平成 26 年度当初予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 2 号） (3) 広島市財産条例等の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 3 号） (4) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 4 号） (5) 広島市社会教育委員条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 5 号） (6) 広島市立中央図書館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 6 号） (7) 広島市職員定数条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 7 号） (8) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 8 号） 3 訴訟について（報告） 4 教職員の人事について（議案第 1 号）
12	3 月 10 日	6	4	1 広島市青少年問題協議会条例の改正について（報告） 2 平成 25 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」結果について（報告）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				3 教職員の人事について（代決報告第9号、議案第2号～第5号）
13	3月26日	6	2	1 広島市教育委員会規則の改正について (1) 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部改正（議案第6号） (2) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正（議案第7号） (3) 広島市立高等学校学則の一部改正（議案第8号） (4) 広島市立中等教育学校学則の一部改正（議案第9号） (5) 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正（議案第10号） (6) 広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正（議案第11号） 2 委員長職務代行者の指定について（その他） 3 広島市いじめ防止等のための基本方針について（議案第12号） 4 訴訟について（報告） 5 教職員の人事について（代決報告第10号） 6 事務局職員等の人事について（議案第13号）
開催回数 13 回		計（延） 77 人	計（延） 34 人	議案：39 件、代決報告：16 件、報告：25 件、その他：2 件 議題件数 合計 82 件

(注) 「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

(2) その他の主な活動

ア 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 25 年 4 月	入学式への出席	幼稚園 1 園、小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校の入学式に出席した。(延べ 5 名)
	学校訪問	広島大学病院院内学級を訪問し、授業・施設を視察するとともに学校長との意見交換を行った。(5 名)
5 月	学校訪問	広島特別支援学校を訪問し、授業・施設及び医療的ケアの現場を視察するとともに学校長との意見交換を行った。(5 名)
6 月	学校訪問	江波中学校を訪問し、スクールサポート指導員の活動状況を視察するとともに生徒指導教諭等との意見交換を行った。(5 名)
	第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員・教育長による第 1 回会議(相模原市で開催)に委員長・教育長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(2 名)
7 月	学校訪問	矢野南小学校を訪問し、平和教育プログラムによる授業を視察するとともに学校長等との意見交換を行った。(5 名)
	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会に参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(2 名)
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(6 名)
8 月	県・市教育長会議	県市の委員長・委員長職務代行者及び教育長が出席し、意見交換を行った。(3 名)
	教育センター訪問	教育センターを訪問し、研修等を視察するとともに所長等との意見交換を行った。(5 名)
9 月	学校訪問	藤の木小学校を訪問し、ICT を活用した授業を視察するとともに学校長との意見交換を行った。(6 名)
10 月	市立幼稚園運動会視察	市立幼稚園大運動会を視察した。(4 名)
11 月	広島県女性教育委員グループ第 2 回研修会に参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(2 名)
	広島県市町教育委員会教育委員研修会	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(3 名)
	都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会	全国の都道府県・指定都市教育委員会の新任の教育委員が参加する研究協議会に参加し、意見交換を行った。(1 名)
	学校訪問	二葉中学校を訪問し、放課後の学習支援を視察するとともに学校長等との意見交換を行った。(6 名)

時 期	区 分	概 要
12 月	学校訪問	大手町商業高等学校を訪問し、昼間部及び夜間部の授業を視察するとともに学校長等との意見交換を行った。(5名)
平成 26 年 1 月	広島市成人祭	成人祭に出席した。(5名)
	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員・教育長による第 2 回会議(東京都で開催)に委員長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1名)
	学校訪問	南観音小学校を訪問し、理科の公開授業を視察した。(3名)
3 月	広島県女性教育委員グループ第 3 回研修会に参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(3名)
	卒業式への出席	小学校 6 校、中学校 5 校、高校学校 5 校及び特別支援学校 1 校の卒業式に出席した。(延べ 18 名)
	閉園式・卒園式への出席	幼稚園 2 園の閉園式・卒園式及び幼稚園 5 園の卒園式に出席した。(延べ 9 名)
	開寮式への出席	沼田高等学校寄宿舎の開寮式に出席した。(延べ 3 名)

イ 教育委員相互の意見交換

教育委員は、会議に出席するほか、適宜、教育行政上の課題等について事務局から情報提供を受け、教育委員相互の意見交換を行っている。

平成 25 年度に行った主なものは、次のとおりである。

- ・平成 25 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について
- ・青少年交流事業について
- ・青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の開始について
- ・「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の開設について
- ・平成 25 年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について
- ・学力向上施策について
- ・平成 25 年 11 月の「子ども安全の日」について
- ・教育委員会制度の在り方について
- ・県費負担教職員に係る指定都市への権限移譲について
- ・教科書採択について
- ・専門家評価について
- ・「広島市いじめ防止基本方針」について
- ・平成 26 年度教育委員会組織改正について
- ・新しいタイプの高等学校について
- ・平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果公表について

登録番号	広X1-2014-335
名 称	広島市教育委員会事務点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL : 504-2463
発行年月	平成26年9月